

未来にはばたけ！

半島まるごと学校

～ 真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画 ～



2025(令和7)年3月

真鶴町教育委員会

はじめに

近年、情報化やグローバル化といった社会の変化が、人々の予測を超えて加速度的に進展し、少子高齢化による人手不足や地域コミュニティの弱体化など、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化してきています。また、高度化した先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが現在とは劇的に変わる「Society 5.0」時代の到来が間近となり、教育の現場や社会全体の価値観も大きく変わろうとしています。

このような時代の中、いくつになっても自分の良さや可能性を認識し、多様な人たちと協働しながら生き抜いていくためには、意欲、創造力、忍耐力、粘り強さ、協調性、計画性、自制心、コミュニケーション力といった、数値では表せない非認知能力を高めることが必要だと言われています。学習指導要領では、重視する資質・能力の柱の一つとして示されている「学びに向かう力・人間性等」がそれにあたります。

2021（令和3）年7月に国立青少年教育振興機構青少年教育研究センターが公表した「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において、自然体験が多い子どもほど自己肯定感が高く、自立的行動習慣が身についている傾向にあることが示されました。

また、2023（令和5）年3月に文部科学省が公表した「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）特別報告の結果について」によれば、小学校高学年段階での体験活動が、その後の意欲やコミュニケーション力などの非認知能力の形成に影響を与えていることが分かってきました。この非認知能力は、特に幼児期での成長が顕著ですが、学童期・思春期を通じて発達すると言われており、様々な生活場面や学習場面で、意図的・計画的に体験活動の機会を充実させることが必要だということに気づかされます。

人口減少が急激に進む真鶴町では、学校も小規模校化が進み、何年か後には20名程度の学年が多くなると想定されています。一方で、自らの学校を「小さな町の小さな学校だけど、大きくすることができる可能性を一番秘めている学校」と、前向きに表現する子どもが真鶴町で育っていることも事実です。「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」という教育理念のもと、真鶴町の恵まれた自然・風土を生かし、地域の方々との協働による体験活動が、これからの時代を生き抜き、未来を切り拓く子どもの育成につながればと考えています。

そうした中、現在のまなづる小学校と真鶴中学校に代わる新たな学校を創設するにあたり、この度、その考え方の基盤となる本基本構想・基本計画を策定しました。これは、真鶴町学校建設準備委員会の委員の皆さまをはじめ、子どもたちを含めた多くの町民の方々の声を集めて策定されたものであり、教室という狭い空間を中心に教育活動を行うという、従来の固定観念から脱却し、学校施設全体あるいは半島を含めた町全体を学びの場として捉え、あらゆる空間が学びの場であり教育の場、心を育む場であるという考えの下に成り立っています。そして、その想いを『半島まるごと学校』という言葉で表現しました。新たな教育環境の整備に向け、この想いが皆さまと共有できれば幸いです。

今後は、新校舎完成時の具体的な姿が明確になる基本設計、より詳細な設計や工事費の積算が行われる実施設計へと進み、2030（令和12）年4月の開校をめざすことになります。

結びに、これまでに貴重なご意見をいただきました多くの町民、児童・生徒、保護者、園・学校の教職員の皆さまをはじめ、様々な知見をもとに熱心にご協議いただきました真鶴町学校建設準備委員会の委員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。



2025（令和7）年3月

真鶴町教育委員会教育長

瀬瀬 仁志

目 次

I	真鶴町の概要	1
II	真鶴町の学校教育	4
III	真鶴町の一貫教育とめざす子どもの姿	7
1	小中一貫教育制度の背景	
2	真鶴町の取り組み	
(1)	真鶴町の幼（保）小中一貫教育	
(2)	これからの真鶴町の子ども像	
(3)	施設一体型の小中一貫教育校をめざす理由	
(4)	建設場所と選定理由	
(5)	学校種別及び主な施設に対する考え方	
IV	幼（保）小中一貫教育の基本コンセプト	15
1	学びの連続性の実現（タテの関係）	
(1)	学年段階の区切りの工夫	
(2)	魅力的なカリキュラムの編成	
(3)	異学年交流の充実	
(4)	教職員の相互乗り入れの活性化	
(5)	特別支援教育の充実	
(6)	教職員の働き方改革の推進	
2	学校と地域との連携強化（ヨコの関係）	
(1)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の構築	
(2)	共創空間（複合施設）化の推進	
(3)	他機関との連携強化	
3	新たな教育活動の創造（ナナメの関係）	
(1)	新教科「まなづる未来学（仮称）」の新設	
(2)	I C T教育の推進	
(3)	外国語教育の推進	
(4)	広域交流の推進	
V	小中一貫教育校の施設計画の目標	19
1	学校施設整備の基本的なあり方	
2	施設計画の目標	
(1)	安全・安心で心地良く過ごせる居場所づくり（生活）	
(2)	交流と多様性をキーワードとした学びの場づくり（学び）	
(3)	地域と連携・協働し創造する空間づくり（共創）	
(4)	真鶴の魅力を生かした学び舎づくり（環境）	



VI 小中一貫教育校の配置・施設整備計画（案） 25

1 敷地条件

- （1）所在地・敷地面積
- （2）校地・校地周辺の状況
- （3）真鶴中学校校舎・体育館の現況
- （4）町立体育館の現況

2 法的条件

3 計画面積

- （1）補助基準面積
- （2）計画面積

4 整備方針

- （1）施設構成（各室等のつながりやまとまり、ゾーニング）の考え方
- （2）各室・スペース計画の考え方
- （3）所要室・スペースの面積表（案）
- （4）バリアフリー・安全対策
- （5）避難所となる学校施設
- （6）I C T環境整備
- （7）地球と共生するサステナブルな学校施設

5 配置計画

- （1）配置計画の課題
- （2）配置計画の目標
- （3）配置計画案

6 今後の検討課題

- （1）建設スケジュール
- （2）設計者選定
- （3）敷地条件に関する設計課題
- （4）新しい学校の管理運営のあり方と施設の活用方法

◎これまでの取り組み等 50

○「取り組み一覧」

○「財産取得に係る申出書⑨」他

○今後の主なスケジュール（予定）

○真鶴町学校建設準備委員会設置規則・委員名簿

I 真鶴町の概要

1 真鶴町の風土

神奈川県の南西部に位置し、箱根外輪山南東の山麓の一角を占め、町全体が起伏に富んだ複雑な地形をなしています。町の西側には、18 万年前から 13 万年前にかけてこの地で噴火した溶岩ドームが真鶴半島を形成し、東側には小田原市と境をなす新島高地があります。この2つの山並みに挟まれた南東斜面が、町民の主な生活の舞台となっています。面積約 7.05 km²の県内で2番目に小さな町は、真鶴地区と岩地区とに区分され、2025（令和7）年1月1日現在、人口 6,553 人、世帯数 3,379 世帯となっています。

気候は海洋の影響を受けて四季を通じ比較的温暖であり、そのため避寒地として、画家をはじめとした芸術家等が好んで住居を設けています。また、南に相模湾を望む真鶴町は、フランス南部の地中海沿岸に極めてよく似た自然環境であり、この地で晩年を過ごした画家、三宅克己氏は「東洋のリビエラ」と称えていました。

バブル期には、マンション建設の脅威にさらされましたが、まちづくり条例などを制定し乱開発から自然環境を保護し、現在も育む努力を継承しています。



町の鳥「いそひよどり」

2 豊かな自然と歴史・文化

湾に向かって突出した半島の形状が、鶴が羽を広げた姿に見えることが「真鶴」の由来だとも言われ、そこには、波の浸食等により、景勝地である「笠島（三ツ石）」や岩礁などが形づくられています。真鶴半島の磯や岩礁には、今でもそのままの自然が残っており、それらは海の生物たちにとっての大切な生活基盤であり、相模湾随一の生物の多様性を誇る要因となっています。

一方、真鶴半島の先端には 1661 年、小田原藩により松苗が植林され、明治維新後には皇室御料林として大切に保護されてきた、樹齢約 350 年以上のマツの群生や、クスノキ・スダジイなどの巨木が生い茂る「魚付き保安林」があります。町の人々は、昔からそれを「お林」と呼び、魚を育てる森として大切に守ってきました。そのほかにも、真鶴町でしか採ることができない小松石の最高峰ブランド「真鶴本小松石」や、温暖な気候と斜面を生かし、潮風と太陽をたっぷりと浴びた柑橘類など、真鶴町にはたくさんの自然の恵みがあります。

また、889 年（平安時代）に平井浄玄入道が創建したとされる「貴船神社」や、江戸幕府が編集した新編相模国風土記稿に記されている「鵜窟」、曹洞宗禅画の祖と言われる風外慧薫が真鶴に住んでいたことを示す「天神宮碑」「造建碑」など、歴史に裏打ちされた文化財のほか、人々の暮らしの気配が漂う「背戸道」と呼ばれる路地が数多く存在し、美の町真鶴の風情や町並みを支えています。

毎年7月下旬に町を挙げて行われる「貴船まつり」は、日本三大船祭りの一つとして全国的に有名で、1996（平成8）年、国の重要無形民俗文化財に指定されています。祭りで奉納される「鹿島踊り」は、庶民の文化の影響が強く、昔は一人前の大人になった証としての意味をもっていました。近年では、「中川一政美術館」が 1989（平成元）年に、「遠藤貝類博物館」が 2010（平成 22）年に開館し、真鶴半島の観光や教育普及拠点として多くの人たちを楽しませています。



町の花「はまゆう」



町の木「くすのき」

3 美の基準

昔から受け継がれてきた懐かしい港町の生活風景を守っていこうと、1994（平成6）年「真鶴町まちづくり条例」が施行されました。これは、まちづくりのルールを体系化したもので、土地利用のルール（土地利用規制基準）、美しさを誘導するルール（美の基準）、話し合いのルール（建設行為の手続き）をそれぞれ示しており、建築や生活の作法をルールにした「美の基準」を特徴としていることから、通称「美の条例」とも呼ばれています。真鶴町では、「きめ細かく、丁寧につくる」「周りの環境や人々に配慮する」「地域の特性を活かす・尊重する」ことを基本概念に、真鶴町の美としての作法が息づく町をめざしています。

この条例では、「美の8原則」を次のように定めています。

- | | |
|----------|------------------|
| ・ 場所 | 場所を尊重し、風景を支配しない。 |
| ・ 格付け | 建築の各部に格付けを行う。 |
| ・ 尺度 | 人間的な尺度を大事にする。 |
| ・ 調和 | 自然・町との調和を大事にする。 |
| ・ 材料 | 地場材料・自然な材料を使う。 |
| ・ 装飾と芸術 | 心を豊かにする芸術を施す。 |
| ・ コミュニティ | コミュニティを育む建築を行う。 |
| ・ 眺め | 美しい眺めに参加する。 |



幸せをつくる
真鶴時間

4 幸せをつくる真鶴時間

真鶴町の観光資源である自然の恵み、人々の営み、催しの3つが交わり、すべてが揃った時に生まれる真鶴ライフこそが、都会では真似のできない幸せな時間だと考え、2016（平成28）年度に観光グランドコンセプトとして「幸せをつくる真鶴時間」を策定しました。

神奈川県西の西、ちょこんと顔を出す小さな港町、真鶴。

人々の営みは、昔のまんま。

歴史を育み、どこか懐かしく感じる風景や町並み。

人の温かみを感じられる手作りにこだわる職人さん。

近所のおばちゃんも真鶴のお母さん、おじちゃんも真鶴の物知り博士。

真鶴にもたらされる自然の恵み。

お林の恵みを受けおいしく育った魚たち。

斜面を生かして太陽をたくさん浴びた柑橘類。

町の繁栄を支えてきた町並みを彩る本小松石。

それはわたしたちにとってみんな宝物です。

人々の営みと自然の恵みが結びつく場所。

約束などしていないのに、惹きつけられたように集まる人々。

伝統行事「貴船まつり」をはじめ、小さな催しもそのひとつです。

素朴ですが、ゆったりとした時間の中でホッとする。

だれでも受け入れてくれる、人のぬくもり。

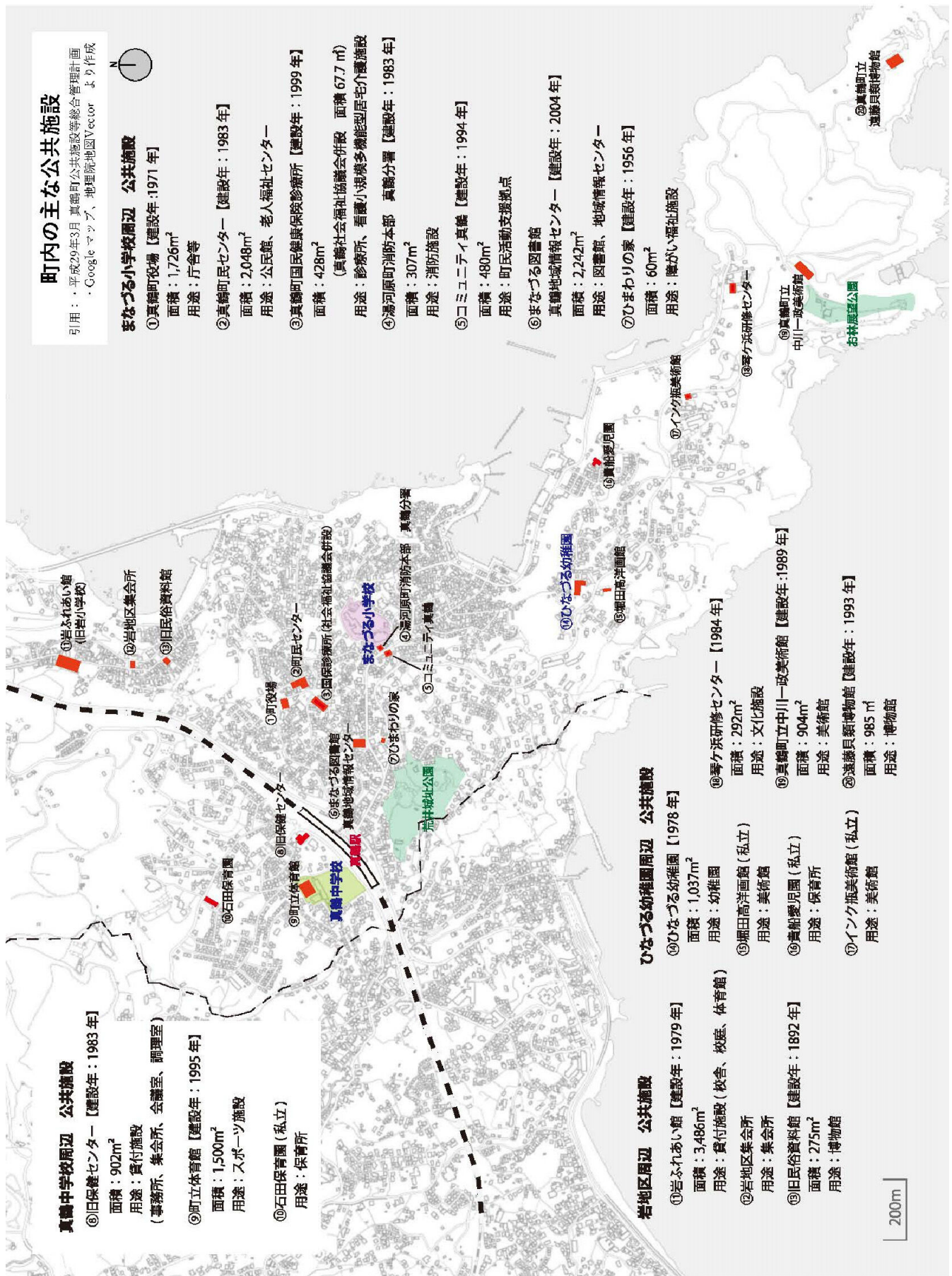
ちょっと町へ出ると、いつもの顔にたくさん出逢える。

“幸せをつくる真鶴時間”

5 主な公共施設

町内の主な公共施設の位置と概要を以下に示します。

(※ここでの用途表記は建築基準法上の用途を示すものではありません。)



Ⅱ 真鶴町の学校教育

1 第5次真鶴町総合計画 <2021（令和3）年3月策定>【一部抜粋】

前期基本計画 <2024（令和6）年度までの4年間>

第1章 重点プロジェクト

○人づくりプロジェクト

- ・これからの未来に必要な外国語、ICTを活用した教育に力を入れます。
- ・幼（保）小中が連携した教育を進めます。
- ・子どもたちが地域で愛されて育つよう地域ぐるみの子育てを支援します。
- ・多世代が集い、それぞれの能力を発揮できる交流の場を作ります。

第2章 施策の大綱

○基本方針

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む。
- ・安心して学べる教育環境を整える。
- ・真鶴の特長を活かした教育を推進する。
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した教育を推進する。

○直近の課題

- ・少子化及び学校の小規模化に対応した教育のあり方の検討
- ・教育施設や設備の充実

2 真鶴町教育大綱 <2021（令和3）年5月改訂>【一部抜粋】

○理念 「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」

まちの未来づくりに主体的に関わろうとする人づくりをめざします。

○基本方針 a 共に学び共に育ち、生きる力を育む教育の推進

b 子どもの育ちを支える教育環境の整備

c 地域と連携した教育の推進

d 将来の課題に対応した教育行政の推進

- ・教育の魅力化計画に則った事業を推進します。
- ・少子化・学校の小規模校化に対応した教育の在り方を検討します。
- ・中学校での給食の実現に向け取り組みます。
- ・施設の老朽化への対応を進めます。

3 真鶴町教育基本方針 <2024（令和6）年度版>【一部抜粋】

○基本理念 「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」

そして、そのすべての基盤は「互いの信頼」

○基本方針 ・教育の魅力化推進事業のさらなる充実を図る。

目的 ・小規模化する学校の良さを生かした教育活動を推進することにより、子どもや保護者、町民、教職員にとって魅力ある学校をめざします。

- ・学校の魅力化を推進し、少子化対策、子育て支援施策の充実を図ります。

内容 ・ふるさと教育の推進

・ICT教育の推進

・外国語教育の推進

・幼（保）小中が連携した教育の推進

・確かな学力の育成

・支援教育・インクルーシブ教育の推進

○重点施策

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体等の「生きる力」をより具体化した「生きて働く『知識・技能』『未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』『学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力を育成するために、教育課程全体を通して学習指導要領の円滑な実施と充実に努める。
- ・真鶴町の子どもたちの実態と今日的課題を踏まえ、「真鶴町幼小中一貫教育」をすべての教育施策の土台とする。

4 小学校・中学校の教育と施設等の状況

(1) まなづる小学校の教育

○開校 2005（平成 17）年 4 月 1 日（開校記念日は 5 月 1 日）

＊131 年の歴史をもつ真鶴小学校と 115 年の歴史をもつ岩小学校とが統合

○学校教育目標 「考える 関わる 創りだす」

～自分で考え、仲間と考え、創りだしたり解決したりする子の育成～

○めざす学校像 「一人一人のよさが輝く学校づくり」

- ・一人一人の人権を大切に、笑顔がいっぱいの学校
- ・一人一人の学び（個別最適な学び）を大切に、楽しく学べる学校
- ・家庭や地域とのつながりを大切に、児童の安心・安全を守る学校



○めざす児童の姿

- ・進んで考え 創りだす子 ・自分も相手も大切にし 優しい子
- ・心も体も元気で たくましい子

○児童数、学級数、教職員数

<2024（令和 6）年 5 月 1 日現在>

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援学級	合計
児童数（人）	34	22	34	40	32	27	7	196
学級数	1	1	1	2	1	1	3	10

＊教職員数 17 名 [非常勤講師等を含め 33 名]

(2) 真鶴中学校の教育

○開校 1947（昭和 22）年 5 月 5 日（開校記念日は 6 月 10 日）

○学校教育目標 「主体的に学び、地域とともにたくましく生きる生徒の育成」

校訓＝素直さと逞しさ

○めざす学校像

- ・思いやる心で、一人ひとりを大切にする学校
- ・元気な挨拶がとびかう、明るく楽しい学校
- ・主体的・対話的な授業を大切にする学校
- ・安心して学べる・働ける環境が整った学校
- ・地域に信頼され、町と共に成長する学校



○めざす生徒の姿

- ・挨拶のできる生徒 ・心身ともに健康な生徒 ・主体的に学び続ける生徒
- ・言葉を大切にする生徒 ・町の未来を描く生徒

○部活動

サッカー部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、吹奏楽部、科学部、美術部

○生徒数、学級数、教職員数

<2024（令和 6）年 5 月 1 日現在>

	1 年	2 年	3 年	特別支援学級	合計
生徒数（人）	34	34	31	2	101
学級数	1	1	1	2	5

＊教職員数 16 名 [非常勤講師等を含め 28 名]

(3) 学校施設等の現況

○敷地面積

a まなづる小学校

敷地面積	14,449	m ²
建物敷地	10,573	m ² (プール用地含む)
屋外運動場	3,876	m ²

b 真鶴中学校

敷地面積	16,520	m ²
建物敷地	3,614	m ²
屋外運動場	12,906	m ² (別敷地のテニスコート用地 1,017 m ² 含む)

※ 2023 (令和5) 年度施設台帳より

○延床面積等

a まなづる小学校

	延床面積 (m ²)	建設年度	主体構造	階数
校舎・給食施設	5,303	1974	R C	4
屋内運動場	1,265	1976	S R C	2 (地階あり)
プール附属施設・倉庫	62	—	—	—

b 真鶴中学校

	延床面積 (m ²)	建設年度	主体構造	階数
校舎	4,492	1980	R C	3
屋内運動場	778	1961	R C	1

c 真鶴町立体育館

	延床面積 (m ²)	建設年度	主体構造	階数
	1,500	1995	S R C	1



真鶴町立真鶴中学校



真鶴町立まなづる小学校

Ⅲ 真鶴町の一貫教育とめざす子どもの姿

1 小中一貫教育制度の背景

(1) 国の動向

2005（平成 17）年 10 月の中央教育審議会答申において、義務教育を中心とする「学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある」という趣旨の提言が行われ、2014（平成 26）年 7 月には、教育再生実行会議第 5 次提言により「今後の学制の在り方について」として、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育の推進が示されました。

それを受け、2015（平成 27）年 6 月に、「学校教育法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」が公布され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」の制度が位置づけられました。施行された 2016（平成 28）年度には、全国で 22 校の義務教育学校が開設されました。

2017（平成 29）年 3 月に告示された学習指導要領においても、総則「第 2 教育課程の編成」の 4 で、学校段階等間の接続について示され、その中には、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校（中学校では、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校）においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することが盛り込まれています。各教科等においても、学校段階間の接続についての記載がされるなど、連携の重要性が一層強調されています。

(2) 神奈川県動向

2013（平成 25）年 8 月の「神奈川の教育を考える調査会『最終まとめ』」において、限られた教育資源を有効に活用し、子どもにとってより良い教育環境を提供するために、「市町村と十分連携し、地域の状況も踏まえながら検討を進め、『小中一貫教育モデル校』が神奈川県において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある」と示されました。

その後、2015（平成 27）年 9 月に、「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 最終報告」が示され、小中一貫教育を「小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育 9 年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育」と捉え、県では次のような小中一貫教育校の姿をめざすこととしています。

- ・ 9 年間の教育活動を通して他者を尊重し、思いやる力を育む。
- ・ 一貫した系統的な教育課程のもと、学習習慣の確立及び確かな学力の育成を通して、自立した一人の人間として社会をたくましく生き抜く力を育む。
- ・ 地域との様々な関わりをもつ 9 年間の教育活動を通して、社会の中で自己が成長していることを実感し、将来的に社会に貢献する力を育む。
- ・ 9 年間の教育活動を通して、個々の良さを発揮することにより自己肯定感を育む。
- ・ インクルーシブな視点での教育実践により、多様な仲間たちとの学び合いや高め合いを通して、主体的に共生社会を創る力を育む。

なお、2017（平成 29）年 3 月に、神奈川県教育委員会から発行された「神奈川県小中一貫教育推進ガイドブック」の中で、真鶴町（中学校区）の「防災教育カリキュラム」の取り組みや、「1 中 1 小分離型」一貫教育の取り組みが、モデル地区として紹介されています。

モデル地区としての
真鶴町の取り組み →



2 真鶴町の取り組み

(1) 真鶴町の幼（保）小中一貫教育

2007（平成 19）年度から、まなづる小学校、真鶴中学校の両校は、小中連携教育の町研究指定を受け、9 年間を見据えた教育の研究に取り組み始めました。単に「連携・接続」を図るのではなく、「9 年間という長いスパンを意識した教育への改革」という意識をもち、交流授業（中学校教職員による小学校での授業）やウィンタースクール（小学 6 年生の中学校授業・部活動体験）の実施、小中を通したカリキュラムの検討、児童会と生徒会の交流活動などが行われました。

2011（平成 23）年度からは、ひなづる幼稚園が研究に加わり、町指定による「確かな育ちを支える幼（保）小中連携教育」実践研究事業に取り組みました。2013（平成 25）年度には、ひなづる幼稚園に 3 歳児クラスが設置され、3 歳児から 15 歳の中学生までの 12 年間を見据えた研究へと移行しました。

これらの研究を踏まえ、「幼（保）小中連携教育」を次のように定義しています。

幼（保）小中連携教育とは、めざすべきところを一つにし、幼稚園（保育所）・小学校・中学校が同じ方向を向いて指導していくこと。そして、互いのことを理解し合い、尊重し合い、支え合って子どもたちを育てていくこと。

2015（平成 27）年度からは、「12 年間の育ちの連続性を大切にした教育」の実践研究に取り組み、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「地域を学び、地域と連携した教育活動の充実」について研究を深め、子どもたち同士の豊かな関わりや、学習場面における子どもたち主体の学び合う姿の実現が、成果として現れています。

また、すべての子どもたちが、この真鶴の地で自己を肯定し、他者を認め、共に学び合うことの素晴らしさを実感できることをめざし、2018（平成 30）年度から 2024（令和 6）年度までの間、新型コロナウイルス感染症対応の時期を挟む形で、「幼（保）小中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」の実践研究に取り組みました。その成果として、学習者を主体とする環境づくり・授業づくりに取り組むなど、授業改善の意識が個々の教職員に定着してきたことや、教育目標の一貫性、学習指導の連続性、学習内容の系統性が高まり、授業の質の向上につながったことなどが挙げられます。

なお、つながりを意識した具体的な取り組みとして、次のような実践を展開してきました。

<幼稚園・保育所と小学校をつなぐ>

- ・幼保小就学前連絡会 ・幼保と小 1 担任の打合せ会 ・園児の入学体験
- ・スタートカリキュラムの実施・検討 ・5 年生と園児の交流

<小学校と中学校をつなぐ>

- ・小 6 担任と中 1 担任の打合せ会 ・乗り入れ授業 ・児童会と生徒会の交流
- ・ウィンタースクール（6 年生の授業体験・部活動体験） ・学び直しシステム

<幼稚園・保育所と小学校と中学校をつなぐ>

- ・園内研究、校内研究への参加 ・防災教育の推進 ・まなまな通信の活用
- ・学習活動発表会への参加 ・合同引き渡し訓練

<学校（子ども）と家庭（保護者）をつなぐ>

- ・公開授業、学校公開日の工夫 ・家庭学習の手引きの活用 ・情報発信

<学校（子ども）と地域（真鶴）をつなぐ>

- ・ふるさと教育の推進 ・町の行事への参加 ・地域ボランティア等の活用

(2) これからの真鶴町の子ども像

2019（令和元）年10月にスタートした真鶴町学校教育あり方検討会は、コロナ禍を挟み2022（令和4）年までに8回の協議を重ね、同年7月に『真鶴町学校教育あり方検討会』報告書を発表しました。その中で、「交流と多様性を重視した活動を実現するためには、施設一体型または施設隣接型の幼小中一貫教育校が望ましい。」との提言内容と同時に、次のような「これからの真鶴町の子ども像」が示されました。（報告書の詳細は、p.61の二次元コードから）

① 多様性を尊重できる子

- ・ 互いの違いを認め合って生きる、他人を尊重する子
- ・ 多様な価値を認める子
- ・ 高齢者と共に生きる子
- ・ 聞く力をもった子
- ・ 共感する力をもった子

※互いの違いを認め合う心の広さをもち、移住者や外国籍など様々な町民の方々と楽しく生活することができる。

② 関わる力をもった子

- ・ 社会力をもった子
- ・ 関わり合い、共生できる子
- ・ 外に向かうバイタリティーをもった子

※自分が学んだことや特長を社会のため、他者のために役立てることができる。

③ 創り出す力をもった子

- ・ 意欲的に物事に取り組む子
- ・ 夢中になれるものを見出す子
- ・ 課題を見つけ出す感性を備えた子
- ・ 解決方法を考え、解決力をもった子
- ・ 創り出す力、企画力をもった子
- ・ 先を読む洞察력에富む子
- ・ 主体的に考え、粘り強く行動する子

※主体的に学ぶと共に、新たな取り組みを創り出す創造性をもち、粘り強く活動することができる。

④ 発信する力をもった子

- ・ 自分の考えを発信する力をもった子
- ・ 自分の思いが言える子
- ・ 情報の取捨選択ができる子
- ・ 情報を読み解く力をもった子

※情報を的確に選択・処理・活用し、自己の考えや真鶴町の良さを発信できるコミュニケーション能力を身につけている。

⑤ 心の豊かな子

- ・ 自己肯定感をもち、自分らしく生きる子
- ・ 基本的な生活習慣を身につけた子
- ・ 包容力をもった子
- ・ 安心感をもち穏やかに生活できる子
- ・ 自他を思いやる温もりをもった子

※自分も他者も大切すると共に、年配者や年少者に思いやりをもって優しく接することができる。

⑥ ふるさとを大切にする子

- ・ 町の伝統・文化を引き継ぐ子
- ・ 町の文化・自然に関わる子

※真鶴町への深い知識と愛情をもち、祭り等の伝統行事に積極的に関わることができる。

(3) 施設一体型の小中一貫教育校をめざす理由

「真鶴町学校施設個別施設（長寿命化）計画」の概要 <2021（令和3）年3月：真鶴町>

ひなづる幼稚園

- ・長寿命化に適さない。
- ・建設後42年が経過し、建物の老朽化が進行している。
- ・2030年代後半に更新時期を迎える。
- ・少子化の進展により、将来は園児数の減少が予測される。

まなづる小学校

- ・校舎及び屋内運動場ともに長寿命化に適さない。
- ・建物の老朽化が進んでいる。
- ・劣化状況調査での指摘事項に対して、早急に対応する必要がある雨漏りについては2019年度に対応済み。
- ・校舎及び屋内運動場ともに2030年代の半ばに更新時期を迎える。
- ・少子化の進展により、将来的に児童数のさらなる減少が予測される。

真鶴中学校

- ・校舎及び屋内運動場ともに長寿命化に適さない。
- ・校舎は老朽化が進行しており、屋内運動場は更新時期を迎えている。
- ・当面は、劣化状況調査での指摘事項を中心とした改修を実施する。
- ・2030年代後半に更新時期を迎える。
- ・少子化の進展により、将来的に生徒数のさらなる減少が予測される。

ア 幼（保）小中連携教育の限界と子どもの現状

前述のとおり、真鶴町では幼（保）小中連携教育の実践研究を積み重ね、一定の成果を上げてきました。しかし、小学校と中学校の場所が離れているため、教職員や子どもたちの移動に時間がかかり、中学校の教職員が小学校高学年を教える教科担任制などの取り組みは、実際には回数も限られ、継続的に行うことは難しい状況にあります。それは同時に、小中学校の教職員が互いの学校の仕組みや文化を理解することへの限界にもつながっています。

また、長期欠席者数の調査からは、小学校段階で予兆が見えていたり、顕在化し始めていたりするケースであっても、中学校段階で十分な対応ができず、さらに欠席数が増える傾向が目立ち、いわゆる「積み残し」や「先送り」といった課題が見受けられます。

イ 子どもの数の減少

義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であり、学力だけではなく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見にふれ合うことで、コミュニケーション能力や多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身につけることが重要です。学校生活における様々な教育活動が、子どもの数の減少によって制限されることがないように、一定規模の集団が確保・維持されることが求められ、さらには、子育て世代の移住・定住も期待されています。

令和 年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
西暦 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
人数	301	305	292	265	256	249	235	216	200	192	176	164	166	155	144

「7～15歳」の人口推移 「第2期 真鶴町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」（令和3年3月：真鶴町）

ウ 地域の実情

真鶴町は起伏に富んだ地形をなしており、大きな建造物を建てるための平地が極めて少ない地域です。また、「第5次過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、2021（令和3）年度から10年間の過疎指定を受けるなど、財政面でも大変厳しい状況にあり、学校建設を考える場合でも、土地の利活用と共に、費用対効果を十分に検討する必要があります。

なお、施設一体型の一貫教育校をまなづる小学校と真鶴中学校とで構成し、ひなづる幼稚園及び保育所（貴船愛児園、石田保育園）を含めないことにした主な理由は、次のとおりです。

- ・ 5歳までの乳幼児期と児童・生徒期では、子どもの生活環境に大きな違いがあり、乳幼児と小中学生とが一緒に生活するための空間の確保は、敷地が限られている真鶴町では現実的に厳しい。
- ・ 保育所はすべて民間で、それぞれの方針のもと運営を行っており、教育を柱とする町立の施設に併設することは時期尚早である。

「第1回幼稚園・保育所の将来を考える会」「第3回真鶴町学校建設準備委員会」

エ 新しい学校教育への期待

「真鶴町学校建設準備委員会」や「教育を語り合う会」の中で出されてきた、新しい学校への町民の思いや願いから、従来とは違う機能や性格を持ち合わせた学校施設や教育制度を期待していることが分かります。主な意見は、次のとおりです。

- ・ 郷土愛を育む一貫教育を行って欲しい。
- ・ 地域のコミュニティの場としていきたい。
- ・ 大人も行きたくなる学校にしたい。
- ・ 大人も含めて学び直しができる学校にしたい。
- ・ 従来の仕組みに囚われない組織の中で、先生たちの新しい発想に期待したい。
- ・ 教員間の連携が深まることで、教育効果が上がるのではないかな。
- ・ 社会の変化に対応できる学校にしていきたい。
- ・ 隣接型や分離型に比べ、施設一体型は様々な面で自由度が高いように感じる。

(4) 建設場所と選定理由

施設一体型の小中一貫教育校を、真鶴中学校地に建設する。

建設候補地について、真鶴町学校建設準備委員会において、第2回以降、何度も話し合いが行われました。そして、2024（令和6）年7月16日に開催された第6回真鶴町学校建設準備委員会の中で、5つの評価項目（安全面・立地条件、学習環境、町民との交流、給食のあり方〔仮設校舎期間〕、移転の条件）をもとに総合的に判断し、新しい学校を真鶴中学校地に建設することとしました。そこではまず、学校設置基準に準拠し、建設候補地をまなづる小学校地か真鶴中学校地かどちらかにすることを確認し、全委員承諾のもと、各評価項目について一人ずつ意見を出し合いました。委員長を除く委員14名から出された意見を可視化するため、「◎」「○」でホワイトボードに整理した結果が次の表であり、中学校地への期待が圧倒的に高いことが分かります。

なお、この結果については、教育長から町長に申し出を行い、後日、町長から同意を得ることによって正式に決定しました。また、第6回真鶴町学校建設準備委員会では、小学校地の跡地利用についての要望を、付帯意見として町長に申し出ることも同時に確認されました。

＝各評価項目に対する集計結果表＝

◎＝とても優れている ○＝優れている ―＝判断が難しい

評価項目 \ 候補地	小学校地			中学校地		
	◎	○	―	◎	○	―
安全面・立地条件	0	5	3	5	6	3
学習環境	1	4	1	5	8	1
町民との交流	3	6	2	3	5	2
給食のあり方	0	0	1	5	8	1
移転の条件	0	4	1	5	8	1
人数（計）	4	19	8	23	35	8

（複数回答あり）

敷地選定における委員からの主な意見・要望は、次のとおりです。

◇安全面・立地条件

- ・海側も山側も、どちらも大道通りが危ないと感じる。
- ・中学校のほうは県道があるが跨線橋があって安全である。
- ・中学校側だと登下校の安全性に配慮が必要で、信号機の設置の必要性が高まる。

◇学習環境

- ・敷地が広いほうが学習形態を工夫しやすいのではないかな。
- ・小学校のほうが公共施設との連携が図りやすい。
- ・中学生にとってグラウンドの広さは必須だと思う。

◇町民との交流

- ・町民との交流の要は、やはり小学校ではないかな。
- ・町民との交流を考えると、駐車場を確保できる中学校のほうが良いと思う。
- ・中学校側は真鶴駅に近く、社会人や高校生、大学生もすぐ立ち寄れるのではないかな。

◇給食のあり方

- ・自校給食に敵うものはない。今後も維持させたい。
- ・「手作りのお弁当が良い」という子どもたちの声もある。

◇移転の条件

- ・小学校の跡地のほうが、いろいろと利用価値が高いように思う。

◇その他

- ・跡地利用に関して、幼稚園の移転を含め新たな文化交流施設になれば良い。

評価項目の「町民との交流」以外は、中学校地への建設を希望する意見が多く挙がりました。しかし、町民との交流の仕組みづくりを含め、登下校の安全確保や公共施設との連携等の課題をどのように解決していくのか、検討を要することとなりました。

(5) 学校種別及び主な施設に対する考え方

2024（令和6）年9月17日開催の第7回真鶴町学校建設準備委員会、同じく11月18日開催の第8回真鶴町学校建設準備委員会、同じく12月17日開催の第9回真鶴町学校建設準備委員会において、学校の形態（学校制度・学年段階の区切り）と校舎建設の全体計画に大きく関わりのある給食施設等について、次のように方向性がまとめられ、後日、教育委員会定例会の中で正式に決定または承認されました。なお、既存の中学校の校舎及び体育館はすべて解体した上で、新たな施設一体型の校舎等を整備する全面建て替えとすることも確認されました。

ア 新たな学校は「義務教育学校」とする

施設一体型の校舎を整備する方針のもと、真鶴町の教育への思い、子どもたちへの思いを語り合う中で、次のような意見が出され、学校建設準備委員会の全委員の総意として、小中一貫教育校は「義務教育学校」としてスタートすることとしました。

- ・9年間の目標や子どもへの理解などを共通理解のもとで行うためには、義務教育学校が良い。
- ・小中学校の文化や考え方の違いを乗り越えるためには、組織は一つであったほうが良い。
- ・ワンチームだとリーダーは一人でまとまりやすく、意思決定もしやすい。
- ・9年間を通して、子どもの学び、育ちの達成感をみんなで見ていくことが重要である。
- ・年齢が異なる児童・生徒が共に生活することは、「きょうだい」のような関わりができる可能性を秘めている。

イ 学年段階の区切りは「4-3-2制」とする

従来の6・3制を捉え直し、義務教育学校として一貫性のある教育を実現するために、9年間の成長を見通した学年段階の区切りを4-3-2制とし、柔軟な教育計画を立案することとしました。4-3-2制を採る主な理由は、次のとおりです。

- (1) 幼（保）小連携を積極的に進めつつ、第4学年までに個に応じた基礎学力の確実な習得を図り、小4ビハインド（第4学年までの算数等のつまずき）を解消すると共に、小学校段階から中学校段階への滑らかなつながりを実現する。
- (2) 従来の小学校5・6学年及び中学校第1学年を、第5学年から第7学年までのまとまりとしてカリキュラムを工夫し、より探究的で協働的な学びを実現させ、それを真鶴らしい教育の一つとする。
- (3) 第8学年及び第9学年では、将来の夢や自己実現に向かう力の育成を実践することで、社会的自立のスタート期間とする。
- (4) 小中学校の垣根を克服することで教職員の意識を変え、資質向上と学習指導力や児童・生徒指導力を高める。

ウ 給食施設は「自校方式」とする

本事業を契機に中学校での完全給食を始めることとし、具体的な給食方式を検討しました。自校方式、センター方式、デリバリー方式の3つのパターンについて、栄養士の配置、アレルギー対応、地産地消の実現、子どもたちへの食育の推進、受託事業者の有無等の観点から比較検討を行いました。学校建設準備委員会の委員からは「自校給食に敵うものはない」といった意見が、教育を語り合う会の参加者からは「校舎の1階に避難所になっても使える給食室が欲しい」「給食を作った人の顔が見えることが大切である」「地域の食堂としてのランチルームが欲しい」などといった意見が出され、自校給食として施設整備を行うこととしました。

エ プールは「新設しない」こととする

環境整備の要件、費用、教職員の働き方改革等の観点から、新たな学校にプールを新設すべきかどうかの検討を行いました。新設をする場合、概ね 600 m²以上の面積の確保が必要になること、屋根つきプールの設置には約 3 億円を超す建設費が必要であること、ランニングコストとして概算で年間 350 万円程度が必要になること、さらには、文部科学省から「学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につながっている」との指摘があることから、学校プールの整備は行わないこととしました。ただし、児童・生徒の水泳の授業は、水の安全教育の観点からも必要であり、まなづる小学校のプール、民間を含めた近隣の施設、岩海岸を活用するなど工夫し、引き続き実施することも確認しました。

オ 体育館は「既存の町立体育館を使用する」こととする

新たな体育館は新設せず、1995（平成 7）年に建築された町立体育館を主たる学校体育館として使用し、夜間等は引き続き地域に開放することとしました。ただし、近年の酷暑や省エネルギー化を踏まえ、環境改善と防災機能の強化を目的に、冷暖房設備を設置すると共に、屋根等の断熱機能の向上を図ることとしました。なお、議論の中で出されていた小体育館については、多目的ホールと併用して整備することとしました。

真鶴町では、幼（保）小中一貫教育を「幼稚園（・保育所）・小学校・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、12（15）年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づく教育の実践」と捉えた上で、すべての教職員が幼（保）小中の教育観を共有し、特に、「互いのことを理解し合い、尊重し合い、支え合って子どもたちを育てていくこと」を大切にした教育活動をめざしています。

そのためには、12（15）年間の学びの連続性の実現（タテ）、コミュニティ・スクールを基盤とした学校と地域との連携強化（ヨコ）、そして、真鶴半島全体を学びの場とする新たな教育活動の創造（ナナメ）というタテ・ヨコ・ナナメの関係を機能させ、多様な学びを実現させることが必要です。子どもが夢中になる場や体験活動を意図的に創り出し、子どもの好奇心をかき立て、子どもの可能性を引き出す（信じる）ことに重点を置いた教育活動を推進することが大切であり、それが子どもたち一人一人の自己肯定感・自己有用感を醸成すると共に、他者との関わりをとおした非認知能力（主体性、意欲、コミュニケーション力、創造力、忍耐力等）や、自らの学びや未来を主体的にデザイン（選択）する力の育成につながると考えます。

また、「地域に深く関わった子どもは、地域を愛するようになる。地域の担い手になる。」という言葉にあるように、地域を支える人材を育てることも学校教育の大きな役割です。半島を含めた町全体が学びの場であるという『半島まるごと学校』の実現をめざし、地域住民との交流や、対話と合意に基づく多様性を重視した活動を進める中で、子どもたちの成長と同時に、地域の大人たちも一緒に成長できる学校づくりも重要な視点になってきます。

これからの教育活動は、大人（教職員、地域住民等）が子どもを教える、育てるという従来の構図ではなく、子どもたちとの関わりを通じて、大人も成長する、まちの未来づくりに寄与する存在に育っていくという、大きな構想のもとに展開されるものであり、ここに掲げる基本コンセプトは、持続可能な未来の実現に向け、新たに義務教育学校として地域と共にある学校づくりをめざすものです。



第1回真鶴町学校建設準備委員会（2023年6月28日）



第7回真鶴町学校建設準備委員会（2024年9月17日）

（1）学年段階の区切りの工夫

- ア 4-3-2 制の学年段階の区切りを設定し、各段階でめざす子どもの姿や目標を共有します。
 - ・第1学年～第4学年（個に応じた基礎学力の確実な習得）
 - ・第5学年～第7学年（探究的・協働的な学習の充実）
 - ・第8学年・第9学年（将来の夢や自己実現に向かう力の活用・発揮）
- イ 前期課程（小学校段階）において教科担任制を充実します。
- ウ 幼児教育から義務教育への連続性を重視し、アプローチカリキュラム（学校生活や学習に円滑に適応できるよう工夫された5歳児のカリキュラム）やスタートカリキュラム（小学校に入学した児童が学校生活に適応できるよう編成された入学当初のカリキュラム）を推進します。

（2）魅力的なカリキュラムの編成

- ア 9（12・15）年間で成長を実感できるカリキュラムの編成・行事の組み立てを行います。
- イ 子どもの興味・関心（好き）を生かし、主体的に選択・創造・実践できる活動を推進します。
- ウ 少人数を生かし、子どもたち一人一人が主役となる場면을創ります。
- エ ことばと愛情を大切にした教育を推進します。

（3）異学年交流の充実

- ア 様々な学年・集団の組み合わせによる幅広い教育活動を展開します。
- イ 体力向上等をめざし、種目の特性を考慮した上で、部活動への小学校高学年からの参加を促進します。

（4）教職員の相互乗り入れの活性化

- ア 系統的・継続的な児童・生徒の育成を図り、切れ目なく成長を見取っていくことができる協働体制（相談・支援）を築きます。
- イ 教育支援センター等を有効活用し、学び直し（補充学習）の機会の充実を図ります。

（5）特別支援教育の充実

- ア インクルーシブ教育（多様な子どもの存在を尊重し、主体性を生かす学校の柔軟なシステムづくり）を推進します。
- イ 障がいのある子どもの自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。
- ウ 外部機関と連携を密にした専門性の高い特別支援教育を、組織（チーム）として推進します。
- エ 合理的配慮のもと偏見や差別をなくし、障がい・発達障がいへの正しい理解のもと、すべての人権課題に対して人権感覚を磨く教育の促進を図ります。

（6）教職員の働き方改革の推進

- ア 諸表簿の管理等、校務支援システムを効果的に活用します。
- イ クラウドによる教材や指導案、作品画像等の一括管理を行います。

2 学校と地域との連携強化（ヨコの関係）

地域が学校に

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の構築

ア 一貫教育校開校に向けて既存の「まなづる小学校学校運営協議会」を発展させ「幼小中一貫教育学校運営協議会（仮称）」を立ち上げます。

・複数の専門部会で構成し、幼小中一貫教育の検証・評価等を行います。

イ 地域と学校をつなぐスクールコーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置し、地域の教育力の向上と地域課題の解決に取り組みます。

ウ スクールサポーターの充実など社会教育行政との連携を図り、町民みんなで子どもたちの成長を見守ることができる関係づくりを推進します。

エ 部活動の地域移行を視野に、地域が支えるクラブ活動・部活動を推進します。

オ 町民との協働により、新たな学校を守っていく体制（自治管理体制）の構築を図ります。

（2）共創空間（複合施設）化の推進

ア 学校図書館や特別教室を地域と共用し、高校生・大学生等を含む町民みんなの学びの場とします。

イ 地域コミュニティの場（高齢者の憩いの場等）となる学校づくりを推進します。

ウ 避難所機能を充実すると共に、町民との共同訓練を行うなど町の防災教育の拠点とします。

（3）他機関との連携強化

ア 教育・幼児教育相談員、教育子育て支援員等を通じて、保育所との連携・協力を努めます。

イ 福祉部局、小田原支援学校、スクールカウンセラー等関係機関との連携を強化します。

ウ WEBやSNSを有効活用し、戦略的広報の充実に努めます。



2023年度第1回教育を語り合う会（2023年7月22日）



2023年度第2回教育を語り合う会（2023年11月18日）



2024年度第1回教育を語り合う会（2024年6月15日）

3 新たな教育活動の創造（ナナメの関係）

学校が地域に

（１）新教科「まなづる未来学（仮称）」の創設

ア ねらい

- ・非認知能力の育成をめざし、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を醸成します。
- ・真鶴町の地域おこしに寄与し、地域を担う人材育成をめざします。

イ 9年間の流れ（例）

- ・1年～4年（体験活動重視）、5年～7年（行事等企画立案・リーダーシップ&フォロワーシップ養成重視）、8年・9年（社会貢献・地域の魅力発信活動重視）

ウ 方策のポイント

- ・半島全体（町全体）をフィールドにした「半島まるごと学校」を推進します。
- ・プロジェクトを企画し探究できる授業（探究的な学習）をめざします。
- ・子どもたち自らが選択・創造・実践し、喜びを感じられるカリキュラムを編成します。
- ・真鶴町の強み（学びの宝庫）を生かし、文化や歴史等にふれられる場面を多く設定すると共に、それらを面で捉える学習を推進します。

エ 具体策（案）

- ・地元の石材業、漁業（海）、農業（柑橘類）、お林等の地域教材のネットワーク化を図ります。
- ・真鶴町在住のアーティストや活動家を中心としたゲストティーチャーを充実します。
- ・地産地消を推奨し、自分たちで育てた農作物を給食の食材にする食育を推進します。

（２）ICT教育の推進

ア 多様なデジタル端末を導入し、教科等の授業や委員会等の特別活動、家庭学習など、様々な場面でICTを活用して個別最適化した探究的な学びができるようにします。

イ 体験的、実践的に学ぶことができるプログラミング教育が可能な環境を整え、論理的思考力を育成します。

ウ AI（「人工知能」Artificial Intelligence：アーティフィシャル・インテリジェンス）やロボティクス（ロボットの設計などを対象とした工学の一分野）等の先端技術を体験できる物的・人的環境を整え、高度情報化社会（Society 5.0）で生かせる情報活用能力を育成します。

エ ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術とそれを活用した多様なサービスの総称）機器を適切に活用できるように、情報モラル・情報リテラシー教育を充実させます。

（３）外国語教育の推進

ア 日常会話や対話的活動を通して、英語の習得とコミュニケーション能力を育成します。

イ 英語圏の児童・生徒とのオンライン交流活動を通じて、実践的な英語の習得をめざし、グローバルな視点を養います。

ウ イングリッシュデイキャンプ（仮称）等を実施し、英語に親しむ機会を設けます。

（４）広域交流の推進

ア 半島留学のシステム（デュアルスクール：区域外就学制度を活用した、地方と都市の二つの学校で教育を受けることができる仕組み等）を構築します。

イ 広い視野をもつために外国・姉妹市町等との交流（オンライン交流等）を推進します。

ウ 近隣学校等との連携（部活動、交流授業・行事等）を推進します。

エ 岩海岸、校外にあるプール（公営・民営）を活用した水泳の授業を行います。

真鶴町の誇りである「美の基準」に則り、きめ細かく丁寧につくること、周りの環境や人々に配慮すること、地域の特性を生かし尊重することの3つを守り、町の景観に相応しい調和の取れた学校づくりを進めることが大前提となります。

学校は子どもたちの学びの場であると同時に、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、安全性や防犯性に優れた学習環境及び生活環境を確保することが重要です。近年では、施設のバリアフリー化や性的マイノリティへの配慮など、ユニバーサルデザインの視点による整備も進み、誰もが心地良い居場所となるような快適な環境の確保が求められています。

また、脱炭素化など気候変動対策の国際的な取り組みを背景に、学校施設においても、光熱水利用等における省エネルギー化について、今後より一層の取り組みが求められます。そこで「真鶴町地球温暖化対策実行計画」に基づき、断熱性と気密性を高め、再生可能エネルギー設備や省エネルギー性能の優れた設備の導入を図り、環境負荷の低減に配慮した施設整備をめざす必要もあります。

さらに、個別最適な学びと協働的な学びによる多様な学習活動を通して、個に応じた学力の習得と社会性を育むことができる施設環境や、子どもたちの体力向上を目的としたスポーツ環境、そして、授業はもちろんのこと、学級活動・学校行事などの特別活動や部活動などの課外活動が適切かつ安心して行われるよう、一定規模の活動場所の確保が不可欠となります。

学校施設計画においては、児童・生徒数に応じた施設の適正規模を設定する必要があり、建設後の老朽化対策や安全確保等を図るためには、効率的かつ効果的な施設の維持管理が求められます。同時に、激変する新たな時代に即した教育内容や指導方法等の改善を継続的に図るためには、可変性に優れると共に、高度な情報化に対応した施設環境整備も必要となります。

また、これからは子どもたちに良好な学習環境、生活環境を提供するだけではなく、地域住民が集うことのできるコミュニティ施設としての機能や災害時における避難所としての機能といった、社会的要望に応えることができる施設であることも求められています。地域にとって学校施設は最も身近な公共施設であり、日常の地域活動や生涯学習の場として、災害時には地域の防災拠点としての役割を担っています。そのため、子どもたちだけでなく、すべての地域住民が安全で利用しやすい環境を整備する必要もあります。

そこで真鶴町では、「学校施設整備の基本的なあり方」と「施設計画の目標」を柱に、新たな教育環境の施設整備に努めるものとします。そして、施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）が『半島まるごと学校』として特色ある教育を推進し、子どもたちにとって“行きたくなる学校”、保護者にとって“行かせたくなる学校”、地域にとって“関わりたくなる学校”、そして、先生たちにとっては“やりがいのある学校”となり、地域コミュニティの核となることをめざすものとします。

V章では、これまでの取り組みを通して、真鶴町学校建設準備委員会の委員をはじめ、子どもたちを含めた多くの町民の方々からいただいた学校建設への要望や願いをまとめています。



伊豆市立土肥小中一貫校への視察（2024年2月6日）

1 学校施設整備の基本的なあり方

(1) 主体性が尊重され、社会性を育むことができる学びの場

- ア 真鶴町の教育資源を新しい学校に集約し、平日・放課後・休日を問わず、真鶴の子どもたちがその資源を享受できる環境を用意することで、自主・自立を自ら育める施設とします。
- イ 障がいの有無や文化的背景にとらわれず、互いに個性を尊重し、分け隔てなく共に学び、支え合い、心身共に成長できる施設の基盤を整えます。
- ウ 真鶴の子どもたちが、安全・安心で心地良く過ごせる居場所（空間）を備えます。

(2) 地域が主体的に参画できる場

- ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域社会が学校経営の一翼を担い、主体的に子どもたちの成長を支えられる施設とします。
- イ 学校教育の場としてだけではなく、社会教育や地域スポーツ活動の場、交流の場として町民の文化活動、コミュニティ活動を支える開かれた施設とします。
- ウ 新しいコミュニティ施設を最大限活用するために、学校と町民の協議に基づき、互いに負担感のない施設管理・運営が実現できる環境を整えます。
- エ 大規模災害等の非常時には、学校を核としたコミュニティの下で、子どもたちと町民の生命と生活の安全を守ることができる防災機能を備えます。

(3) 社会の変化に対応できる施設

- ア 地球温暖化対策としてカーボンニュートラルが図れる施設整備を行うと共に、環境問題や社会問題を探究できる教材となる施設とします。
- イ デジタル化に基づく先端技術を今後の教育環境基盤として導入し、教育活動や学校運営、施設管理など様々な場面において業務改革を促します。
- ウ 今後の検討プロセスを通して、様々な立場の町民や学校関係者が当事者意識をもって具体的な協議を積み重ねて行きます。



第3回小学校学校運営協議会（2024年12月3日）



第2回小学校学校運営協議会（2024年8月1日）

2 施設計画の目標

(1) 安全・安心で心地良く過ごせる居場所づくり（生活）

- ア 一人でも安心して過ごせる居場所（空間）づくり 『心』
- ・前期課程（小学校段階）と後期課程（中学校段階）を通した9年間の心身の発達に配慮した保健室・心の相談室を用意します。
 - ・スクールカウンセラーとの連携に配慮した「心の相談室」を用意します。
 - ・不登校の児童・生徒が落ち着いて学習できる「ワンステップルーム（校内支援室）」を用意し、教室等に段階的に戻ることができるようにします。
 - ・一人でほっとできる場所となるトイレ空間を整備します。
- イ 安全で安心して過ごせる学校生活空間づくり 『安全』
- ・町民も利用する学校として、防犯対策を確実にを行います。
 - ・校内外の交通事故防止、高所からの転落事故防止等の安全対策を行います。
 - ・安全で耐久性が高く、使い勝手の良い校具や家具を整備します。
 - ・子どもが安心して安全に利用できる遊び場や屋内・屋外運動場などを確保します。
 - ・曲がり角の見通しなどの安全に配慮した動線計画や、様々なケースを想定した避難経路の計画を行います。
- ウ すべての子どもたちの居場所づくり 『サードプレイス』
- ・共に学び、遊ぶことを通して成長するインクルーシブな視点で学校空間を創出します。
 - ・町民を含め、利用者の多様化に配慮し、学校空間をバリアフリー化します。
 - ・成長段階に配慮し、児童・生徒一人一人に応じた多様な居場所を用意します。
 - ・おしゃべりしたり、交流したり、ほっと一息ついたりできる様々な場所を用意します。
 - ・屋上やバルコニー、広場などのゆったり寛げる外部空間を用意します。
- エ 身体の成長を支える環境づくり 『身体』
- ・放課後児童クラブの活動や部活動などの課外活動、地域のスポーツ活動などを含め、成長段階に応じ、のびのびと遊び、運動ができる場所を確保します。
 - ・雨天時も軽運動をしたり遊んだりできる半屋外空間を確保します。
 - ・酷暑対策を図り、体育館を含めて四季を通じて快適に過ごせる室内温熱環境を整えます。
 - ・自然光や照明グレア（物の見えにくさを伴う眩しさ）を防止し、光環境を整えます。
 - ・各室・各スペースの利用形態を踏まえて学校全体の音環境を整えます。
- オ 食の大切さを学び、食に親しめる施設整備 『健康』
- ・児童・生徒が共に食べることができ、町民との交流給食や真鶴の食材を生かした食育活動が展開できるランチルームを用意します。
 - ・児童・生徒が地域の協力のもと、自ら野菜等の食材を育てることができる学校菜園（仮称：まなづるガーデン）を整備し、食育活動につなげます。

(2) 交流と多様性をキーワードとした学びの場づくり（学び）

ア 多様な交流とつながりを生み出す場づくり

- ・教科等の横断的な学びの場、対話的活動・表現活動が活発に展開できる場、学年を超えて日常的に交流できる場（異学年交流スペース、共有スペース）を設けます。
- ・ICTを生かし、国内外の人たちとオンラインで臨場感をもって日常的に交流できる教室を設けます。

イ 「多様性」と「本物」を生かして学ぶ場づくり

- ・学ぶ意欲、興味・関心を高められる、学び心地の良い教室環境、学校空間とします。
- ・教科等を横断した探究活動に創造的に取り組めるように、従来の概念に拘らず特別教室を構成し高機能化を図ります。（イングリッシュルーム、アート・デザイン、ものづくり等）
- ・本物の芸術鑑賞を行ったり、芸術活動に取り組めたりできるギャラリーや多目的ホール、アトリエなど、多様な文化的活動ができる場所を確保します。
- ・先進的なデジタル機器を活用し、様々な体験ができるICTルームを用意します。
- ・ビオトープや畑（学校菜園、花壇）、池など生き物に直接ふれ合える空間を設けます。

ウ 個に応じた学びを充実できる場づくり

- ・すべての子どもを主役と捉え、多様な教育的ニーズに応じた学習に取り組める教室等の環境を整備し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取り組みとして、ICTを活用します。
- ・障がい種別や個別の状況、成長段階等に応じた環境構成を工夫できる特別支援教室を用意します。

エ 成長を実感しながら学べる場づくり

- ・学年段階の区切りに応じて教室環境やその構成要素を変え、成長段階に応じた学び方に柔軟に取り組める教室まわりを計画します。
- ・学びの環境づくりのために、児童・生徒の持ち物や生活用具は別の場所に保管できるようにします。
- ・教科担任制のもとで教科の魅力を生かして学べる教科センター方式を、成長段階に応じて採用します。

オ 教職員の働きやすさを追求した環境整備

- ・教職員の協働に基づき多様な教育方法を開発できる、教え心地の良い教室環境を整えます。
- ・教職員の業務体系を見直し、それぞれの業務がスムーズに行える執務環境を用意します。
- ・教職員の同僚性を高められ、互いに相談したり協働したりしやすい職員室とします。
- ・教職員がリフレッシュでき、働く意欲を高め、授業づくりに集中できる環境を用意します。
- ・校務DX（Digital Transformation：デジタルトランスフォーメーション）を図ることができ環境を整えます。
- ・デジタルとアナログの両面で、個人情報管理などセキュリティ対策を行います。



第1回中学生の願いを聞く会（2023年12月18日）

(3) 地域と連携・協働し創造する空間づくり（共創）

ア 子どもも大人も、いつでも学べる（チャレンジとリトライ）場づくり

- ・地域に開放し、子どもも大人も共に学ぶことができる学習情報センターとなる学校図書館を設けます。公共図書館との連携を図った貸出システムを導入します。
- ・体育館や多目的ホール、特別教室、ランチルーム等も地域が利用できるようにします。
- ・町民と学校の連携・交流拠点となる「コミュニティスペース」を設けます。オープンな空間とし、すべての町民の憩いの場として寛げる居心地の良い場とします。また、スクールコーディネーター（地域学校協働活動推進員）が日常的に地域と学校をつなぐ場となるようにします。
- ・学校玄関とは別に地域利用玄関を設けることで地域利用施設へアクセスできるようにし、放課後や休日にも利用できるようにします。

イ 真鶴の伝統文化を学び伝える拠点の創出

- ・旧民俗資料館の収蔵品など、ふるさとの宝（自然・歴史・文化・人）を継承する「ふるさと学びルーム」や、岩小学校・真鶴小学校・まなづる小学校・真鶴中学校の伝統を伝える「学校の歴史展示ギャラリー」を設けます。
- ・現在の小中学校にある郷土資料、文化資源、展示物、石材、記念樹などを移設し新たな学び舎づくりに活用します。

ウ 防災・減災拠点（避難所）としての機能の充実

- ・体育館を含め、大地震等にも耐え得る施設設備とし、安全に避難できる施設とします。
- ・児童・生徒の安全確保を第一と捉え、状況に応じて保護者を含めて学校に滞在できるようにするなど、二次被害に遭遇しない備えをします。
- ・給食調理施設は炊き出し機能を備え、主たる避難所となる体育館や校庭等と連携した使い方ができるようにします。
- ・主たる避難所となる体育館等の場所は、平時のライフラインが途絶した場合も避難生活が送れる温熱環境を確保できるように、最低限のエネルギーを供給できるようにします。
- ・避難者のプライバシーや防犯に配慮し、避難者の属性に応じて使い分けができる複数の避難スペースを確保します。
- ・体育館等のトイレは避難時も利用できるように備えると共に、避難者の増減に応じて応急トイレを設置できる場所を用意します。
- ・ライフライン（飲料水、電力等のエネルギー、情報環境等）を備えると共に、自衛隊等の支援団体の活動スペースを確保します。

エ 子育て支援スペースの充実

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室等の活動スペースを設け、放課後や休日にも利用できるように学校玄関とは別に入れるようにします。
- ・放課後児童クラブ等は乳幼児を抱える保護者の子育て交流スペースとして日中に開放できるようにし、そのための施設設備を整えます。
- ・放課後児童クラブ室や余裕教室等は幼稚園・保育所に通う園児が、学校を訪れた際に、1日活動できる場所としても利用できるようにします。

(4) 真鶴の魅力を生かした学び舎づくり（環境）

ア 町の景観に相応しい学び舎づくり

- ・ 美の基準を生かした建築デザインとし、町民の心の拠り所となり、故郷を思い描ける学び舎にします。
- ・ 周辺環境に配慮し、町並みと調和した学び舎とします。
- ・ 自然光を生かした明るい学び舎とします。
- ・ 本小松石（石材業）、網（漁業）、県産木材等、地元由来の建材を最大限活用し、真鶴らしさが感じられる学び舎にします。
- ・ 周辺住宅地への砂埃の飛散を抑制できる校庭を整備します。

イ 社会の変化に対応できる長寿命な施設づくり

- ・ 児童・生徒数の変化等、将来を見越し、間仕切りなどの変更が容易な建築構造にします。
- ・ 学習形態の変化や情報端末等の校具の更新に対応した、汎用性の高い教育環境（空間）を整備します。
- ・ デジタル端末を将来にわたり快適かつ安定的に利用できる情報ネットワーク環境を整えます。
- ・ メンテナンスの容易性や維持管理費の低減に配慮した施設とします。

ウ エコスクール

- ・ 脱炭素化を図り、校舎のZEB（Net Zero Energy Building：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進し、エコスクール（環境に配慮した学校施設）をめざします。
- ・ 建物の断熱性、気密性を高めることで快適な温熱環境とします。
- ・ 木材利用（木造、内装木質化）を促進し、温かみが感じられる学校空間とします。
- ・ ヒートアイランドを和らげる校庭等の適切な緑化を図ります。
- ・ 省エネルギーの運用とその効果が検証できる設備を導入します。
- ・ 学校施設を環境教育教材として利用できるようにします。

エ 周辺環境の改善

- ・ 横断歩道や城北スクエア（旧保健センター）近くへの信号機の設置等、周辺道路の環境整備について関係機関と協議の上、登下校時の安全を確保します。
- ・ 周辺道路環境を改善し、地域の住環境の質を高めます。
- ・ 歩車分離を図り、校外学習等で利用するバスや緊急車両等の駐停車スペースの安全性を確保します。



第1回小学生の願いを聞く会（2023年12月20日）



第2回小学生の願いを聞く会（2024年6月27日）

VI 小中一貫教育校の配置・施設整備計画（案）

1 敷地条件

校地となる真鶴中学校の現況を整理します。

（1）所在地・敷地面積

○所在地

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1855

○敷地面積（中学校敷地のみ）

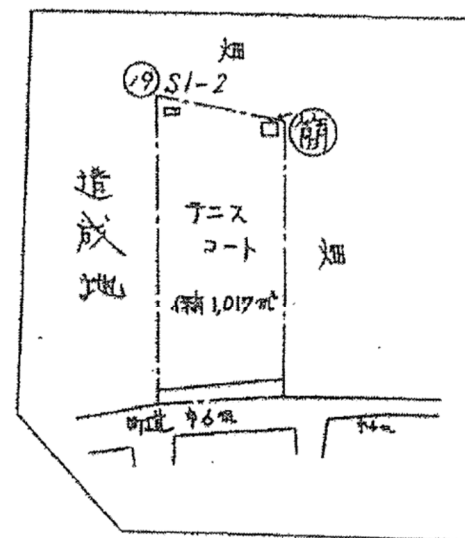
15,503 m²（別敷地を除く）



位置図

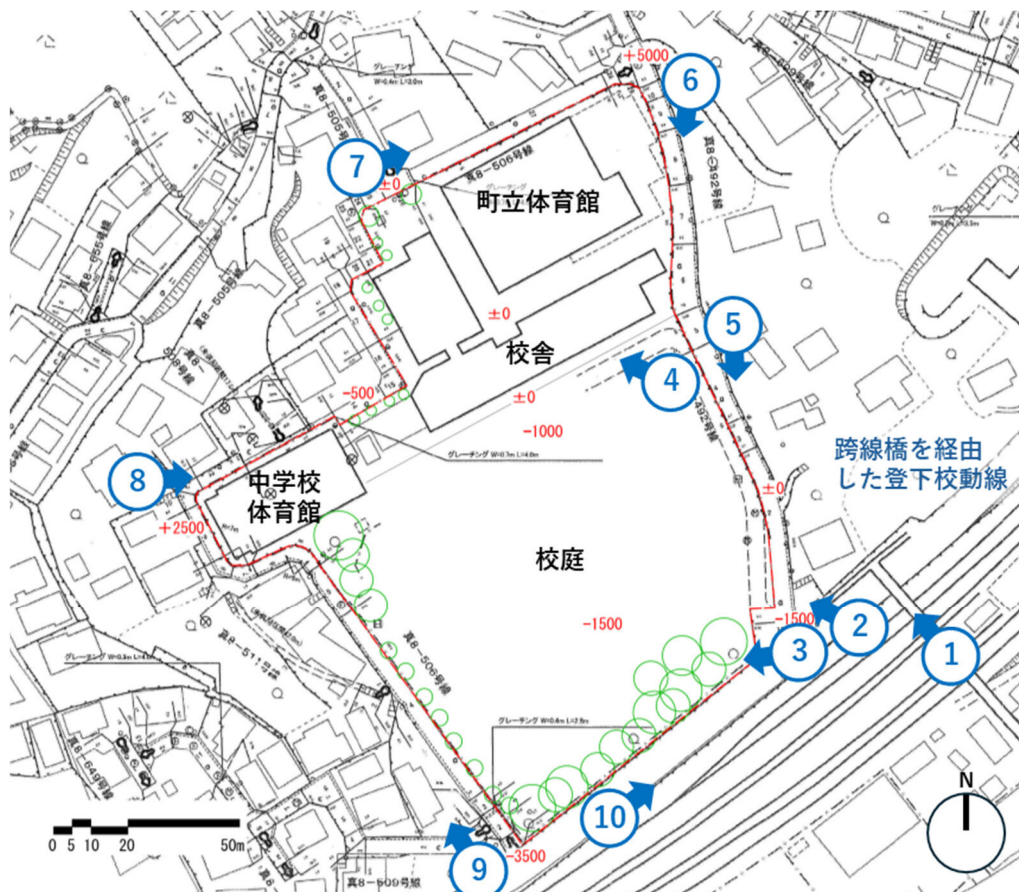
（2）校地・校地周辺の状況

- ・校舎や中学校体育館は北側に、校庭が南側に配置されています。
- ・町立体育館は校舎北東側に配置されています。
- ・校地内において、校庭と校舎敷地には1.0m～1.5m程度の高低差が生じています。
- ・周辺道路との関係では、校地4周が道路に囲まれています。
- ・東側は、町立体育館（北側）に向かうほど高く、正門から6.5m程度の高低差があります。北側は敷地中央で校舎敷地と同レベルとなりますが、東側・西側に向って高く、傾斜路があり、西側は南に向かって低くなります。南側は最も道路幅員が広く交通量が多くなっています。
- ・校地周囲と周辺道路は高低差が生じており、フェンスやガードレールなどで囲われています。
- ・真鶴駅東側への登下校ルートは跨線橋を経由することになっています。
- ・南側、西側は既存樹木があり、緑豊かな環境となっています。
- ・中学校北側は、町立体育館が隣接しており、中学校と町立体育館の間にはフェンス等が無く、直接行き来できる環境となっています。
- ・町立体育館2階部分に接続する形で、駐車場が設けられています。（下部：ピロティ）
- ・真鶴中学校の所管施設として、校舎のある本校地の他にテニスコートがある別敷地があります。



テニスコート用地

※施設台帳資料より引用（真鶴町教育委員会提供）



校地・校地周辺状況

※高低差は国土地理院の情報を基に作成しておりますが、実際と異なる場合があります。



①跨線橋を経由した登下校動線



②南東側の正門まわり



③正門脇の大きな既存樹木



④校庭と校舎床レベルとの高低差



⑤東側道路との関係（交差点付近）



⑥東側道路との関係（町立体育館付近）



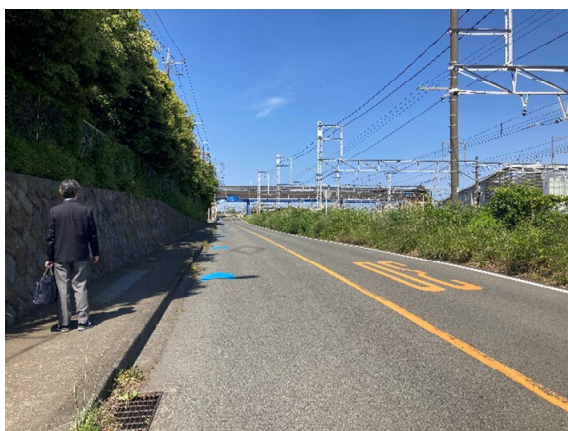
⑦北側道路との関係（町立体育館付近）



⑧北側道路との関係（中学校体育館付近）



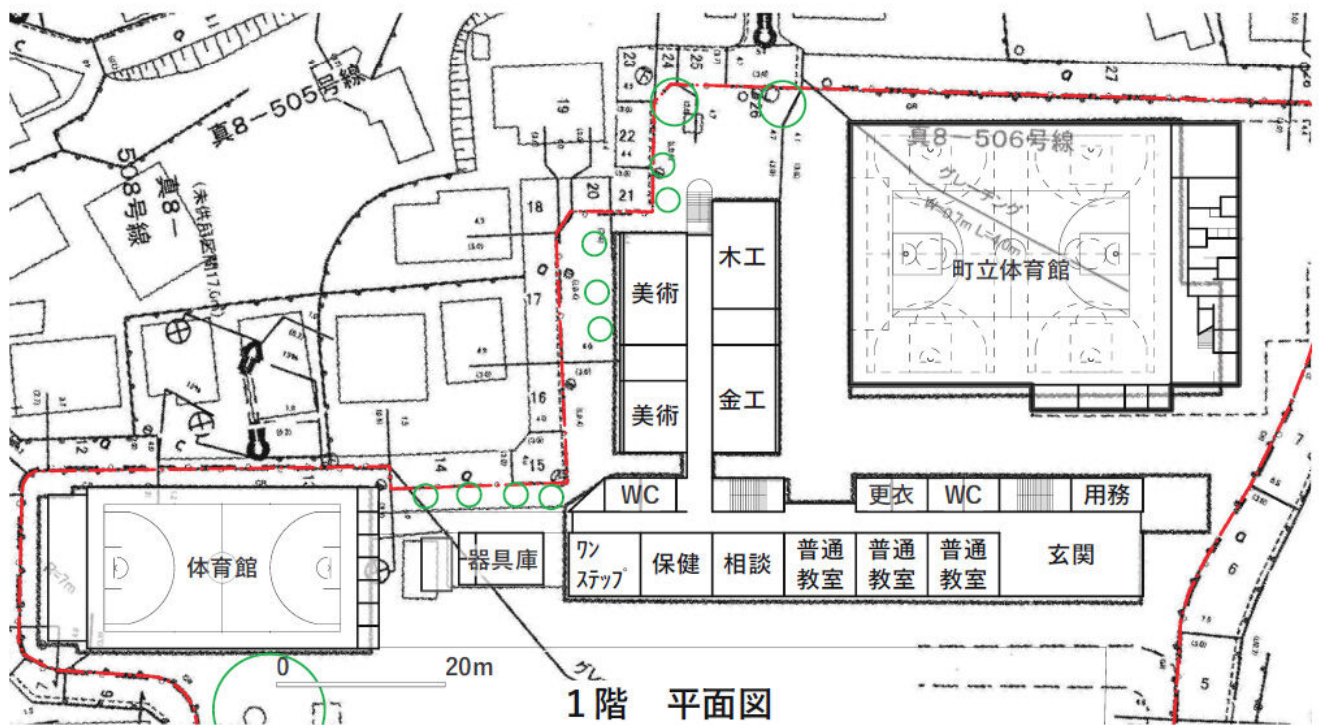
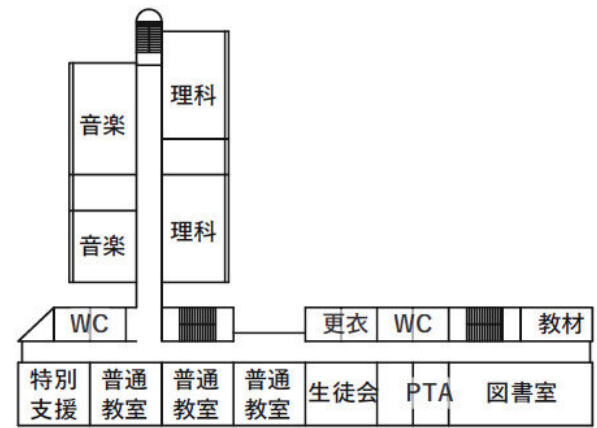
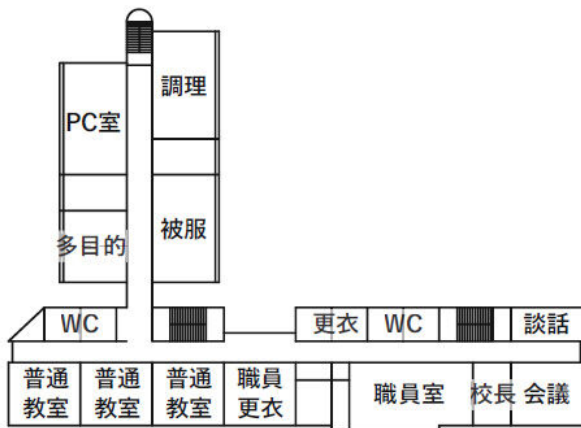
⑨西側道路との関係（校庭南西側付近）



⑩南側道路との関係（校庭南側）

（3）真鶴中学校校舎・体育館の現況

- ・校舎は南側に管理・教室棟、北側に特別教室棟があり、中廊下型の校舎となっています。
- ・管理・教室棟、特別教室棟はどちらも3階建てであり、校庭に面して、職員室や保健室、普通教室などが配置されています。
- ・中学校体育館は北西に位置し、渡り廊下で校舎と接続しています。
- ・生徒は南東の正門から入り、管理・教室棟の東側にある昇降口へ向かいます。



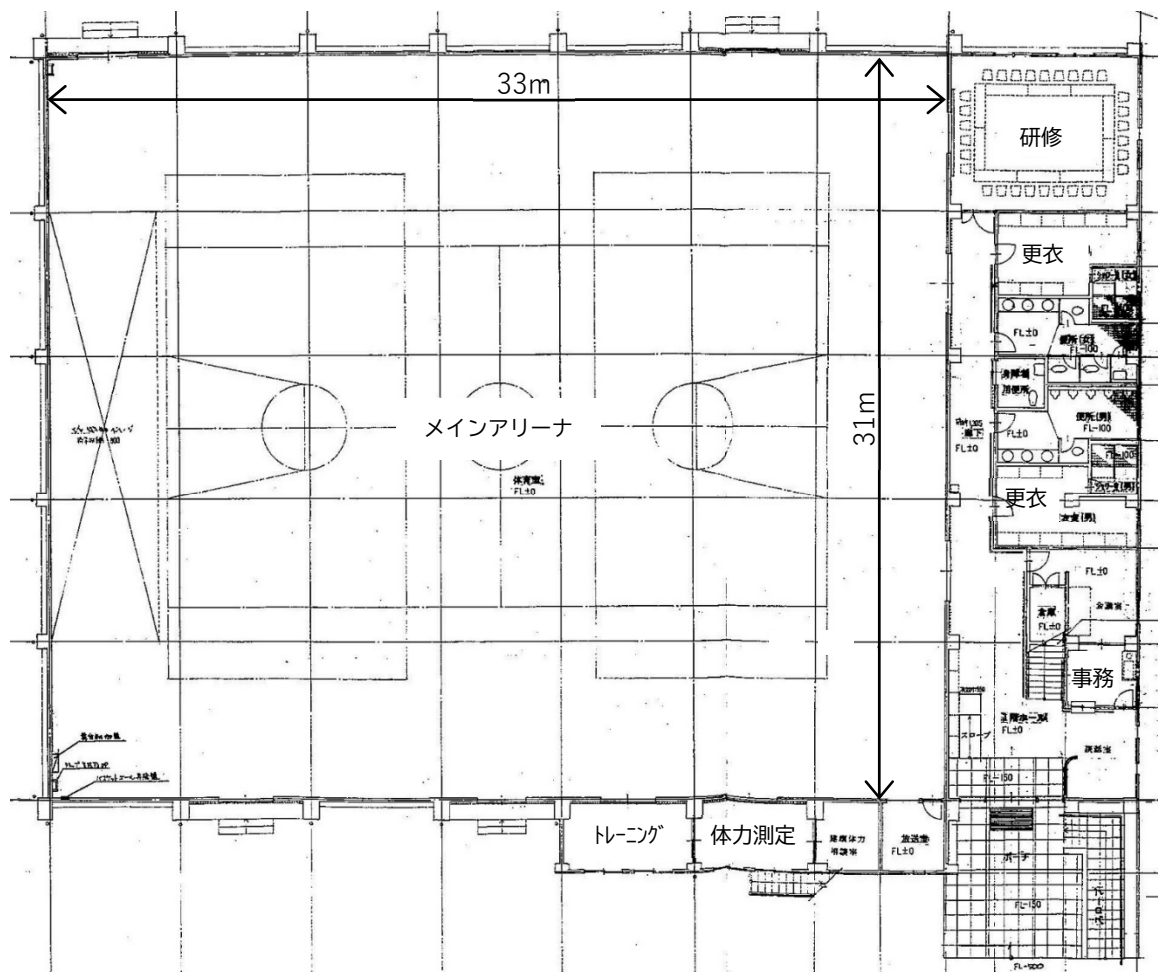
○真鶴駅ホームからの校舎外観



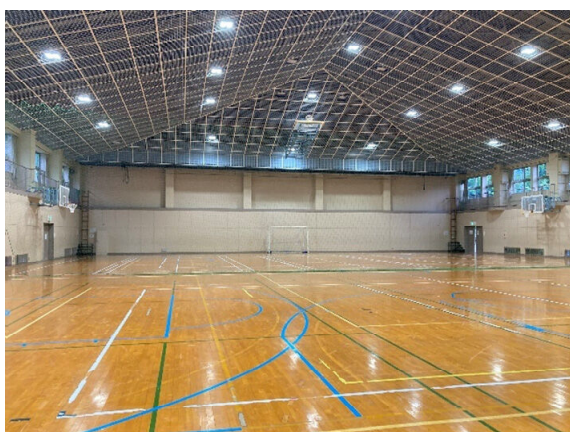
○校舎全景（東側道路からの全景）

(4) 町立体育館の現況

- ・アリーナは33m×31m程度の広さがあります。
(バスケットボールコート1面、バレーコート2面)
- ・日中や夜間は、登録団体等が貸出し利用でき、放課後は真鶴中学校の部活動などの利用があります。
- ・可動ステージが併設され、イベント時にも活用されています。
- ・2階部分は東側道路と接続しており、駐車場として利用されています。(下部ピロティ)



1階 平面図



アリーナ



2階駐車場出入口(東側)

2 法的条件

都市計画法や建築基準法などの敷地に係る法的条件を整理します。

ア 用途地域

- a 種類：第一種中高層住居専用地域
- b 法定建蔽率：50%
(神奈川県基準条例 52 条の 10 より)
- c 法定容積率：100%
(神奈川県基準条例 52 条の 9 より)

イ 高度地区

指定なし

ウ 防火地域

指定なし

エ その他の地域地区等

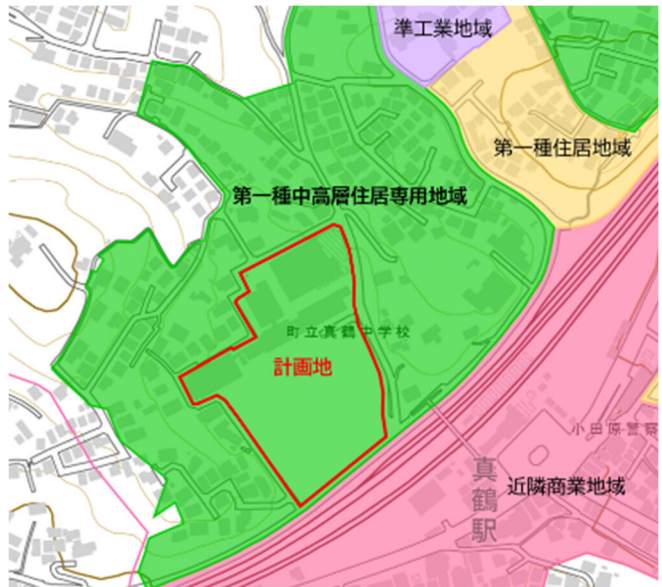
建築物の高さの限度：建築物の最高高さ 10m
(神奈川県基準条例 52 条の 11 より)

オ 土砂災害特別警戒区域等

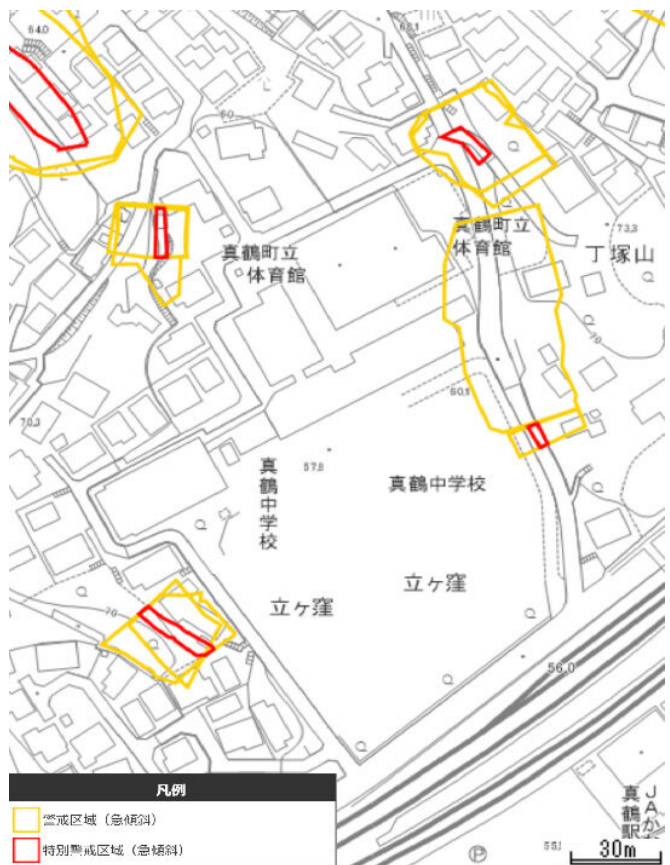
敷地東側にあり。

カ 都市設備

- ・上水道：公共上水
- ・下水道：未整備（浄化槽を利用）
- ・電力：東京電力
- ・ガス：プロパンガス



用途地域図
(参照：用途地域マップ)



土砂災害特別警戒区域・警戒区域図
(参照：幸せをつくる真鶴時間マップ)

キ 周辺道路

北側:真8-506 号線 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 (幅員 4.7m)

東側:真8-492 号線 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 (幅員 5.5m)

南側:神奈川県道 740 号 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 (幅員 7.0m)

西側:真8-506 号線 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 (幅員 4.0m)

※北・東・西側の幅員は道路台帳図より抜粋。南側は Google Earth より算定。

※北側道路において 4m 未満の部分となる以下に示す範囲を拡幅する予定。

(拡幅範囲等詳細は今後の協議による)

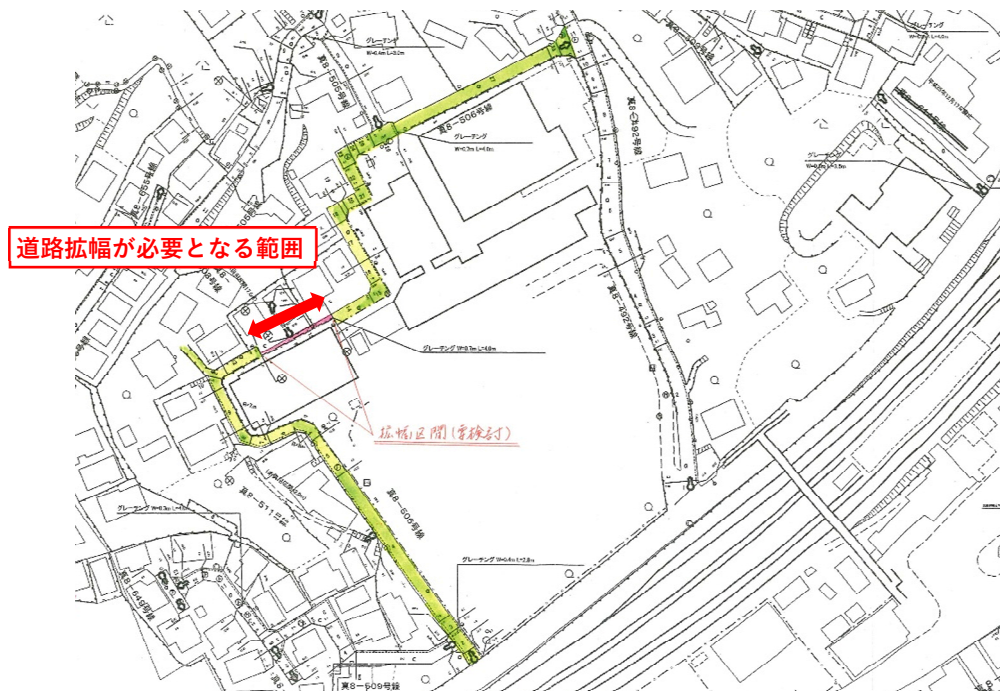


図.周辺道路および道路拡幅範囲

3 計画面積

(1) 補助基準面積

学年単学級の場合の補助基準面積は次のとおりです。特別支援学級は小学校2学級、中学校1学級を想定します。

○国庫補助基準面積

校舎	5,622 m ²	
小学校	3,107 m ²	(小学校 普通学級6学級+特別支援学級2学級 多目的10.8%加算)
中学校	2,515 m ²	(中学校 普通学級3学級+特別支援学級1学級 多目的8.5%加算)
合計	5,622 m ²	

屋内運動場 2,032 m²

小学校	894 m ²	(学級数(特別支援学級含む) 8学級)
中学校	1,138 m ²	(学級数(特別支援学級含む) 4学級)
合計	2,032 m ²	

給食施設 230 m²

※小学校・中学校一体の単独校調理場と仮定。
アレルギー対策室を含む。

(2) 計画面積

前段で示した施設整備項目に基づき、今後の児童・生徒数推移を踏まえて計画面積を次のとおりとします。

新築

○校舎：	5,500 m ²
○給食調理施設：	400 m ²
○小体育館（多目的ホール）：	600 m ²
○放課後児童クラブ等：	300 m ²
○防災備蓄倉庫：	100 m ²
○屋外倉庫等：	100 m ²
計	7,000 m ²

改修

○体育館：	1,500 m ² （町立体育館）
-------	------------------------------

4 整備方針

基本構想段階から議論を重ねてきた真鶴町学校建設準備委員会や教育を語り合う会、各種アンケートなどで出された意見や要望を踏まえて定めた「施設計画の目標」を具体化する施設構成（各室等のつながりやまとまり、ゾーニング）と各室計画等の考え方を整理します。

（１）施設構成（各室等のつながりやまとまり、ゾーニング）の考え方

教室と管理諸室による「学校ゾーン」と学校図書館と特別教室、体育館による「コミュニティ・スクールゾーン」で構成します。それぞれを分離するのではなく、ゾーンを超えたつながりを確保すると共に、それぞれの場所における活動の様子が互いに見えるようにします。

○学校ゾーン

- ・教室、管理諸室、保健室・相談室で構成します。
- ・設定された学年段階の区切りに応じて教室等を配置します。
- ・特別支援学級も学年段階の区切りごとに設けます。また、病弱等に対応した特別支援教室を保健室と関連づけて用意します。
- ・学年段階の区切りを超えた交流の場を設けます。
- ・教科担任制となる段階は、教科センター方式による教室等の構成を計画します。
- ・校務センターは教室と行き来しやすく、アプローチや校庭・遊び場などの外部空間を含めて全体が把握しやすい配置とします。
- ・保健室・相談室・ワンステップルームは教室と行き来しやすく、校務センターとの連携が図りやすい配置とし、校庭や体育館における怪我等に対応しやすいようにします。

○コミュニティ・スクールゾーン

- ・学校図書館(メディアコモンズ※)、特別教室、コミュニティスペースを含む地域連携スペース、多目的ホール、体育館、放課後児童クラブ等で構成します。
- ・専用の玄関を設け、町民が気軽に訪れることができるようにします。
- ・学校図書館を学校の中心に位置づけ、ものづくり、アート・デザイン、展示スペース、コミュニティスペース等を合わせて「メディアコモンズ」とします。読書や自学の場であると共に創作活動や表現の場とします。また、地域と学校で生み出した活動を蓄積し、広く提供できる場とします。
- ・特別教室は教科横断的な実習が行えるように構成します。理数系と創作系を関係づけて配置することで、STEAM教育※の場とします。
- ・音楽室の一つは多目的ホールのステージとし、ホール機能を充実します。
- ・ランチルームは家庭科調理室を兼ねた計画とします。放課後児童クラブ等の放課後育成活動スペースとしても利用できるようにします。
- ・放課後児童クラブ等の放課後育成活動スペースはコミュニティ・スクールゾーンに配置し、校庭や体育館、多目的ホール、学校図書館などの学校施設を日常的に利用しやすいようにします。
- ・コミュニティスペース(地域連携拠点)は地域の窓口とし、居心地の良い場所とします。校務センターと連携が図りやすい配置とします。
- ・体育館と多目的ホール、ランチルーム、放課後児童クラブ等のスペースを主たる避難所と位置づけ、高齢者や乳幼児を連れた保護者などの災害弱者等の多様な避難者に対応できるようにします。
- ・防災備蓄倉庫や給食調理室(炊き出し)などの避難所を支える諸室を隣接し、避難所機能の拡充を図ります。

※コモンズ ：共有地・共有資源

STEAM教育：科学(science)・技術(technology)・工学(engineering)・芸術/教養
(art/liberal arts)・数学(mathematics)の5領域を横断的に学ぶこと で、
実社会における問題発見・解決に生かすことを目的とした教育手法

コミュニティ・スクールゾーン（地域と学校の共創空間）



(2) 各室・スペース計画の考え方

○教室・教室まわり

- ・充実した広さの教室を用意し、多様な教育方法に柔軟に取り組める教室まわりの構成とします。
- ・児童・生徒の持ち物や生活用具を学習空間とは別の場所に収納することで、ねらいに応じた教育活動が行える教室まわりを実現します。
- ・4-3-2制の学年段階の区切りを踏まえ、成長段階と学級担任制から教科担任制への変化に応じた教室環境とします。
- ・4の段階（第1学年～第4学年）は、学びと日常生活の連続性を重視した教室環境の充実、3の段階（第5学年～第7学年）は教科センター方式への移行段階と捉えたホームルームの重視、2の段階（第8学年・第9学年）は教科の専門性を生かせる学習環境を重視した教室まわりとします。
- ・デジタル技術を日常的かつ効果的に利用できるICT環境を用意します。高性能なプロジェクターとホワイトボードや大画面ディスプレイ等の大型提示装置を確保します。
- ・教室内外には展示・掲示スペースを充実し、学びの軌跡や学級活動を振り返ることができるようにします。
- ・教科担任制のもとに教科等の教育環境を充実するため、教科センター方式を採用します。教科の専用教室を設けると共に、第8学年・第9学年には教室とは別に生徒の生活拠点となるホームベースを設けます。ホームベースはリフレッシュスペースとなるように計画します。
- ・休み時間にはおしゃべりしたり寛いだりできる居場所として、デン（洞穴空間）やアルコーブ（廊下等にくぼませたスペース）、ベンチ、ソファなどを設けます。
- ・学び合い等の教育方法が活発になることを想定し、明瞭性の確保など教室内外の音環境を整えます。
- ・定期テスト時に必要となる遮音性など、各学年段階の利用形態に応じた音環境とします。
- ・教室まわりに用意する家具等は体格差を考慮し、安全に使えると共に、使い心地の良いものを選定します。グループテーブルや移動式ホワイトボード・掲示板、校具棚など多様な学習活動を支える多様な家具を用意します。
- ・教室内外のコーナーづくりを行うと共に、可動間仕切りを使い、2学年で一体的に利用できるようにするなどフレキシビリティを高めた教室まわりを構成します。
- ・教室まわりの視認性を確保し、防犯性を高めます。

○学校図書館・ICTルーム

- ・学校を中心として捉え、地域開放することを想定し一般書も排架できる広さを確保します。
- ・町民も利用できるように、蔵書数を3万冊程度の収容可能な書架等を用意します。
- ・児童と一般町民など利用者に応じた排架計画を行います。
- ・児童・生徒や町民が気軽に利用できるように開放性の高い環境を用意します。
- ・ICTルームを設け、情報活用能力を育む拠点とします。ホームページの作成などの活動の他、プロジェクションマッピングが行えるようにしたり、レーザーカッター等のデバイスを整えたりすることで、デジタルを生かした表現活動や、ものづくりができる体験の場とします。
- ・日本文化を体験できる和室を設け、学校図書館と一体的に利用できるようにします。
- ・児童会・生徒会室を設け、図書館と関連づけて利用できるようにします。

○特別教室

a 理科室

- ・ 2室用意し、それぞれの性格を分け、活動に応じて使い分けができるようにします。
- ・ 技術科の栽培活動を行う場とするなど、教科を超えて利用できるようにします。
- ・ 観察テラスを用意し、屋外の栽培空間と連動した使い方ができる環境を用意します。

b 音楽室

- ・ 2室用意し、それぞれの性格を分けられるようにします。(歌唱や器楽)
- ・ 1室は多目的ホールのステージとしても利用できるようにします。
- ・ 和楽器の演奏やパート練習などにも対応できるようにします。
- ・ 周辺の住宅地に配慮し、防音対策を施します。
- ・ 楽器を整理整頓できる収納スペースを、楽器の移動に配慮して配置します。

c 図画・美術・家庭科被服室（アート・デザイン）

- ・ 図画や美術、家庭科の被服などを主に、アートやデザインに取り組むアトリエとなるように設えます。

d 工作・技術室（ものづくり）

- ・ 工作や木工・金工などで使用する工作機械を用意し、ものづくりの場とします。
- ・ 作業場として、工具や工作機械が使用しやすいようにし、屋外テラスと連続して使えるようにします。
- ・ 危険な工具等が安全に保管できるように設えます。

e 家庭科調理室・ランチルーム

- ・ 学年段階の区切りで着席できる広さとし、町民と世代を超えた交流給食もできるようにします。
- ・ 家庭科の調理実習スペースを兼ねることで、学校や町民の食育活動の幅を広げます。
- ・ カフェテリア方式を採用できる施設環境を用意します。

○トイレ・水まわり

- ・ 明るく、快適で自然換気ができる環境とし、使い心地の良い計画とします。
- ・ 児童・生徒の成長段階に応じた設備環境を用意します。
- ・ 個人ブースの個別性を高めるなど、落ち着いて利用できるようにします。
- ・ 清潔感をもって学校生活を送れるように、身だしなみを整えられる環境を用意します。
- ・ 多様性に配慮し、バリアフリー化を進めるとともに、清掃や管理のしやすい環境とします。

○保健室・心の相談室・カウンセリングルーム・ワンステッブルーム

- ・ ゆとりある広さを確保し、ベッドを前期課程・後期課程等で分けたり、応急処置の場所を複数設けたりして、心身の発達差を考慮した保健室とします。
- ・ 前期課程・後期課程の養護教諭が連携しやすい設えとします。
- ・ 心の相談室とカウンセリングルームを、保健室と連携が図りやすい位置に設けます。
- ・ 不登校の児童・生徒が過ごせるワンステッブルームを設けます。
- ・ 心の相談室とワンステッブルームは温かみのある落ち着いた環境とし、児童・生徒が人目を気にせず過ごせるようにします。
- ・ 校庭等での怪我にも対応できるよう、シャワーや足洗い場等を設けます。
- ・ 緊急車両の搬送が行いやすい位置とします。
- ・ 健康診断が行いやすい広さと動線計画とします。
- ・ 健康教育に関する情報発信の場となる掲示スペースを充実します。

○給食調理室（自校給食施設）

- ・校庭や外部からのアクセスを考慮して1階に配置し、災害時に地域住民へ炊き出しが行えるように施設環境を整備します。
- ・アレルギー対応がしっかりと行える諸室を確保します。
- ・ランチルームや各階の教室等に衛生的かつ効率的に給食を配膳できるエレベーターや小荷物専用昇降機を設けます。

○校務センター

- ・前期課程・後期課程の教職員が分け隔てなく協働できるように一体化します。
- ・教職員と事務職員が連携しやすいように事務スペースを用意します。
- ・執務作業・教材作成・会議・打合せ・情報交換・リフレッシュ・更衣・休憩など、それぞれの活動に相応しい環境を整えたオフィスとします。
- ・オンライン研修などが受講しやすい環境を整えます。
- ・教室等と行き来しやすく、校舎内外の様子が把握しやすい位置とし、安全対策が図りやすいようにします。
- ・防犯対策として物品管理の収納スペースには鍵が掛かるようにすると共に、鍵の管理が容易になるようにシステム化します。

○コミュニティスペース

- ・スクールコーディネーターやボランティアの活動拠点として位置づけます。
- ・町民誰もが気軽に立ち寄れる開放的でオープンな場所とし、高齢者等も居心地良く過ごせる環境づくりを行います。
- ・町民同士で寛げるように、給湯できるキッチンコーナーを設けます。
- ・保護者や町民も活用できる公衆無線LANを整備します。
- ・PTA等の学校支援組織の活動スペースを設けます。活動スペースはレイアウトを適宜変更しやすい自由度の高い空間とします。
- ・PTAや地域利用団体の資料等を保管できるスペースを、活動スペースとは別に確保します。
- ・幼（保）小中の連携が図れるように、園児が活動できるスペース（教室）を設け、教具等を用意します。
- ・コミュニティスペースの傍に町民が利用できるトイレを設けます。乳幼児連れの保護者のために、おむつ替えの場所や乳幼児と一緒に利用できるトイレを設置します。
- ・プライバシーに配慮した授乳スペースを設けます。休憩スペースと兼ねるなど合理性を配慮した上で整備します。

○展示スペース・ふるさと学びルーム

- ・旧土屋家の所蔵品等の真鶴町の郷土資料や小中学校（岩小学校・真鶴小学校・まなづる小学校・真鶴中学校）の歴史や伝統を学び、発信できるスペースとします。
- ・児童・生徒の成果物や町民が作成した絵画、工芸品、美術品等を展示できるスペースとします。
- ・企画展示や単元計画によって展示物を定期的に入れ替えることができるように倉庫を設けます。
- ・気軽に利用できるように開放的な造りとします。

○多目的ホール(小アリーナ)

- ・柔道・剣道の練習ができる広さを確保します。
- ・器械運動やダンス等の活動ができるようにします。また、それらの活動に必要な大型の鏡や鉄棒用の取付金具等を整備します。
- ・器具庫や更衣室等を近接して設けます。
- ・舞台装置や電気音響、音の響きを重視した音場環境を整えるなど、芸術鑑賞や表現活動、行事・式典の場に相応しい環境を整えます。

○体育館（町立体育館を改修利用）

- ・体育の授業や部活動利用を想定して改修します。
- ・断熱性能を高めた上で、冷暖房設備を整備し、快適性を高めます。
- ・災害時も上下水や冷暖房用のエネルギーといったライフラインを確保し、避難生活の質を確保できるようにします。
- ・附属室も平時の学校利用や災害時の利用を踏まえて用途を見直し、機能的に改修します。

○放課後児童クラブ・放課後子ども教室・放課後の居場所対策

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室等は、最大で全児童の８割が利用することを想定した広さとしします。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室は、生活拠点と位置付け、ソファなどが置かれた居心地の良い場所としします。
- ・学校用玄関（児童・生徒用玄関や職員用玄関）とは別に、地域利用玄関等から直接出入りできるようにします。
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室は平日の日中は利用が少ないことから、幼稚園や保育所、乳幼児の保護者等へ開放し、子育て支援スペースとして利用できるようにします。
- ・学校施設を活用し、多様な放課後子ども教室のプログラムを実施できるようにします。その活動スペースとしてコミュニティ・スクールゾーンを位置づけます。

○防災用備蓄倉庫

- ・災害時の避難所として物資を保管できる備蓄倉庫を設けます。

○屋外教育環境

- ・教室等から直接利用できるテラスやバルコニーを用意し、室内と連携して安全に利用できるようにします。
- ・幼児や児童のための外遊びの場を用意します。創造力を発揮できるように自ら遊びを工夫したり、遊び場を作ったりできるようにします。
- ・学校花壇や動物小屋を校舎から利用しやすい校庭や、屋上のスペースを活用して設けます。その周辺に花壇手入れ・飼育用の倉庫を設けます。
- ・外部から使えるトイレを防犯性に配慮して用意します。

(3) 所要室・スペースの面積表（案）

目安となる所要室・スペースの面積を一覧表として示します。計画面積に応じた効率的な平面計画とする必要があります。

1. 校舎等						
	室名	数	単位面積	計(m ²)	備考	
教室まわり	1～4年教室	4	90	360		
	特別支援	2	40	80		
	5～6年教室	2	90	180		
	7年教室（数学）	1	80	80		
	7年ホームベース	1	30	30	ホームルーム、ロッカー	
	特別支援	2	40	80		
	8年教室（国語）	1	80	80		
	9年教室（社会）	1	80	80		
	英語	1	80	80	イングリッシュルーム	
	8、9年ホームベース	2	30	60	2学年、ロッカー	
	特別支援	2	40	80		
	児童生徒更衣	適宜		60		
	児童生徒トイレ	適宜		180	多目的トイレ含む、適所	
	面積計			1,430		
メディアコモンズ	学校図書館	1	300	300	サービスカウンター含	
	ICTルーム	1	100	100	メーカースペース	
	和室	1	50	50		
	児童・生徒会室	1	30	30		
	面積計			480		
特別教室	図画・美術・被服室	1	140	140	アート・デザイン、準備含む	
	工作・技術室	1	140	140	ものづくり、準備含む	
	家庭科調理室＋ランチルーム	1	240	240	準備含む、100人程度着席可	
	理科室	2	110	220	栽培（技術科）、準備含む	
	音楽室	音楽1	1	100	100	歌唱
		音楽2	1	120	120	器楽、多目的利用
		楽器庫	1	50	50	
	面積計			1,010		
管理諸室	校務センター	1	350	350	校長、事務、印刷、更衣等含む	
	会議	1	60	60	多目的利用	
	職員・外来トイレ	適宜		30	多目的トイレ含む、適所	
	用務員作業室	1	30	30		
	面積計			470		
保健室・相談室	保健室	1	100	100	2室化も検討	
	相談室・カウンセリングルーム	適宜		30		
	ワンステッブルーム	1	30	30	不登校対応	
	特別支援	1	40	40	病弱等の障がい種別に対応	
	面積計			200		
地域連携	コミュニティスペース	1	100	100	地域連携拠点、スクールコーディネーター	
	P T A等	2	30	60	学校支援組織の活動拠点	
	ふるさと学びルーム	1	100	100	旧土屋家所蔵品等の郷土資料の企画展示	
	展示スペース	1	50	50	統合校の資料	
	地域用トイレ	適宜		30	多目的トイレ含む、適所	
	面積計			340		
所要室・スペース面積 計				3,930	計画面積の71.5%程度	
コモンスペース、交流スペース、廊下、倉庫等				1,570	計画面積の28.5%程度	
計画面積				5,500		

2. 多目的ホール（小アリーナ）					
室名		数	単位面積	計(㎡)	備考
多目的ホール	小アリーナ	1	400	400	15×27m
	倉庫等	適宜		80	
	更衣室	適宜		40	男女別
	トイレ	適宜		30	男女別・多目的トイレ
所要室・スペース面積 計				550	計画面積の92%程度
廊下等				50	計画面積の8%程度
計画面積				600	

3. 給食調理施設					
室名		数	単位面積	計(㎡)	備考
給食調理室		1	400	400	300人程度、更衣・休憩室等含む
廊下等				0	校舎の面積に含む
計画面積				400	

4. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室					
室名		数	単位面積	計(㎡)	備考
放課後児童クラブ		1	160	160	80人×2㎡、生活拠点
指導員室		1	20	20	ロッカー・更衣・事務作業
放課後子ども教室		1	80	80	40人×2㎡、生活拠点
トイレ		適宜		40	幼児用トイレ、多目的トイレ含む
放課後児童クラブ 面積合計				300	
廊下等				0	校舎の面積に含む
計画面積				300	

5. 倉庫等					
室名		数	単位面積	計(㎡)	備考
防災備蓄倉庫		1	100	100	
屋外倉庫等		1	100	100	

町立体育館については、既存の諸室面積を整理します。必要に応じて各室の用途変更を行います。

6. 既存体育館（町立体育館） 現況面積					備考
室名		数	単位面積	計(㎡)	
町立 体育館	アリーナ	1	1,180	1,180	31×38m 可動ステージ含む
	研修室	1	52	52	
	更衣室	1	42	42	男女別・シャワー室含む
	トイレ	1	42	42	男女別・バリアフリー
	事務室	1	8	8	
	会議室	1	18	18	倉庫含む
	談話室	1	11	11	
	トレーニング室	1	16	16	
	体力測定室	1	16	16	
	相談室	1	8	8	
	放送室	1	8	8	
室面積 計				1,401	93%
廊下等				99	7%
現況面積				1,500	

(4) バリアフリー・安全対策

- ・歩車分離による交通事故の防止や転落事故防止などの対策を図ります。
- ・急病人の搬送や配慮を要する子どもを支えられる施設として、スロープやエレベーター、手すり、多目的トイレなどを利用者視点に立って設置します。
- ・二方向避難ができるように行き止まりを作らない動線計画とします。
- ・多様な子どもたちが共に安全に遊べる遊具の設置など、インクルーシブな視点を大切にしたい遊び場を用意します。
- ・視認性の確保やアプローチ、守る範囲の明確化など防犯環境設計の考え方を取り入れます。
- ・校庭や屋外の活動スペースには、日陰を確保するなど熱中症対策を行います。

(5) 避難所となる学校施設

- ・地域とシェアするコミュニティ・スクールゾーンを避難所として開放できるようにします。
- ・主たる避難所となる体育館・多目的ホールのまわりにプライバシーに配慮した更衣スペースや授乳スペース、トイレを設けます。
- ・非常時のライフラインを確保するために、受水槽を設けて直接給水口を設けることや耐震性の高い浄化槽、応急便槽、自家発電設備・蓄電設備や公衆無線LANを整備します。
- ・校庭を自衛隊等の支援団体の活動スペースと位置づけ、防災対応離着陸スペース（※ヘリポート）を確保します。※災害時において緊急輸送時に使用する離着陸場
- ・待機スペースの確保等、児童・生徒と受け渡しに訪れた保護者を含めて安全に守れる施設とします。
- ・教室や管理諸室等の学校ゾーンは児童・生徒と教職員の避難スペースと位置づけ、基本的に地域の避難所としないことで、早期再開を図りやすい計画とします。

(6) ICT環境整備

- ・校務系・学習系ネットワークの分離による不都合の改善を図ることができる校内LANを構築します。
- ・臨場感が得られるように、壁や天井など簡単に大画面映像を投影できる施設環境を用意します。
- ・コミュニティ・スクールゾーン等において町民も利用できる公衆無線LAN※環境を整備します。

※LAN：Local area network：コンピュータネットワークとその情報処理システム

(7) 地球と共生するサステナブルな学校施設

○環境に配慮した施設

- ・断熱性・気密性等、建物の基本的環境性能を強化し、LED照明※や高効率空調設備の導入などにより省エネルギー化を図ります。

※LED：Light-Emitting Diode：発光ダイオード

- ・校舎等のZEB化に当たっては、4段階のZEB※の中から具体的な目標を定めます。

※ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階

- ・施設運用に伴う省エネルギー活動のほか、廃棄物の抑制、食物の地産地消等の様々な環境教育を町民と共に進めるようにします。

○木の学校づくり

- ・ 神奈川県在地場木材を活用し、校舎の木造化や内装木質化を図ります。安価な一般流通木材を活用できるように設計します。
- ・ 校地の南や西側に位置する既存樹木を保全すると共に、校地の緑化や屋上緑化を図り、地域のヒートアイランド現象の抑制を図ります。

○真鶴町の気候風土や文化を踏まえた施設整備

- ・ 真鶴町の地域特性に応じた断熱性能や通風の確保、自然光の調整等により冷暖房負荷を抑制しながら快適な温熱環境を維持できるようにします。
- ・ 塩害など海に近接する地域ならではの課題を解消できる耐久性の高い建材を選定し、校舎等の長寿命化を図ります。
- ・ 将来必要となる施設設備の更新や用途変更にも対応できるように、改修が行いやすい建築構造・施設整備を行います。
- ・ 真鶴町の美の基準に基づき、町並み形成に寄与するデザインとし、本小松石等の真鶴ならではの建材を積極的に活用します。

5 配置計画

(1) 配置計画の課題

町立体育館を学校体育館として利用することから、新校舎は町立体育館との接続を考慮する必要があります。

周辺敷地に高低差があり、南側を除き周辺道路に歩道がないことを踏まえ、児童・生徒が安全にアプローチできる動線を確保することが求められます。地域住民の利用動線や給食等のサービス車両動線についても、バリアフリー対策や安全性を十分に考慮した配置とします。

また、小学生が通うことから、現在の駐車場と歩行者のアプローチが混在している状況は改善する必要があります。

用途地域の高さ制限で建築物の最高高さが10mに制限されるため、現在の校舎と同じ高さの建築物は原則として建てられません。そのため校舎が平面的に広がり、現在より建物用地が広がるので校庭は狭くなる可能性があります。現在の200mトラックと100m直線路、サッカーコートを確保できる校庭の広さや小学生の遊び場を確保することが求められます。

(2) 配置計画の目標

○アプローチ

- ・歩車分離動線とし、児童・生徒が安全に安心して登下校できる環境を用意します。
- ・教職員の視認性の高いアプローチとします。

○校舎形状

- ・接地性を重視した低層を基本とします。
- ・自然通風が確保できるようにします。
- ・厳しい直射日光を抑制しながら、自然採光を活用した明るい校舎とします。
- ・テラスやバルコニー等の半屋外空間を設け、屋内と屋外を緩やかに繋げます。
- ・校舎内の様々な活動が道路や駅のホーム等の周辺環境から見えるようにすることで、学校や真鶴町への関心を高められるようにします。

○校庭

- ・200mトラック、100m直線路を確保します。
- ・サッカーコートを整備できる広さを確保します。
- ・周辺住宅地に配慮し、砂埃を防止できるようにします。
- ・幼児や児童が安心して遊べる遊び場を確保します。
- ・雨天時にも利用できる半屋外スペースを設けます。
- ・町民にとっても利用しやすい校庭とします。
- ・災害等の緊急時にヘリコプターが離着陸できるようにします。(40m×40m)

○屋外教育環境

- ・ビオトープや花壇、池など、生き物にふれ合える環境を用意します。
- ・学校菜園（仮称：まなづるガーデン）を整備し、食育につながる栽培活動が行えるようにします。
- ・既存の樹木をできるだけ生かし、観察活動ができるようにします。

○周辺環境整備、駐車スペース

- ・通学路の横断歩道や城北スクエア（旧保健センター）近くへの信号機の設置、安全に乗降できるバス等の乗降場所、周辺道路環境の整備について関係機関と協議の上、対策を図ります。
- ・緊急車両やバリアフリー対応の駐車スペースを確保します。
- ・校庭は保護者の臨時駐車場や非常時の駐車場としても利用できるようにします。

※教職員の駐車場は敷地内に設けず、民間の駐車場利用や飛び地のテニスコート用地の再利用を検討します。

（３）配置計画案

上記の課題と目標、町立体育館との接続を踏まえると、新校舎は大きく分けて北側に配置する場合と東側に配置する場合の２通りが考えられます。

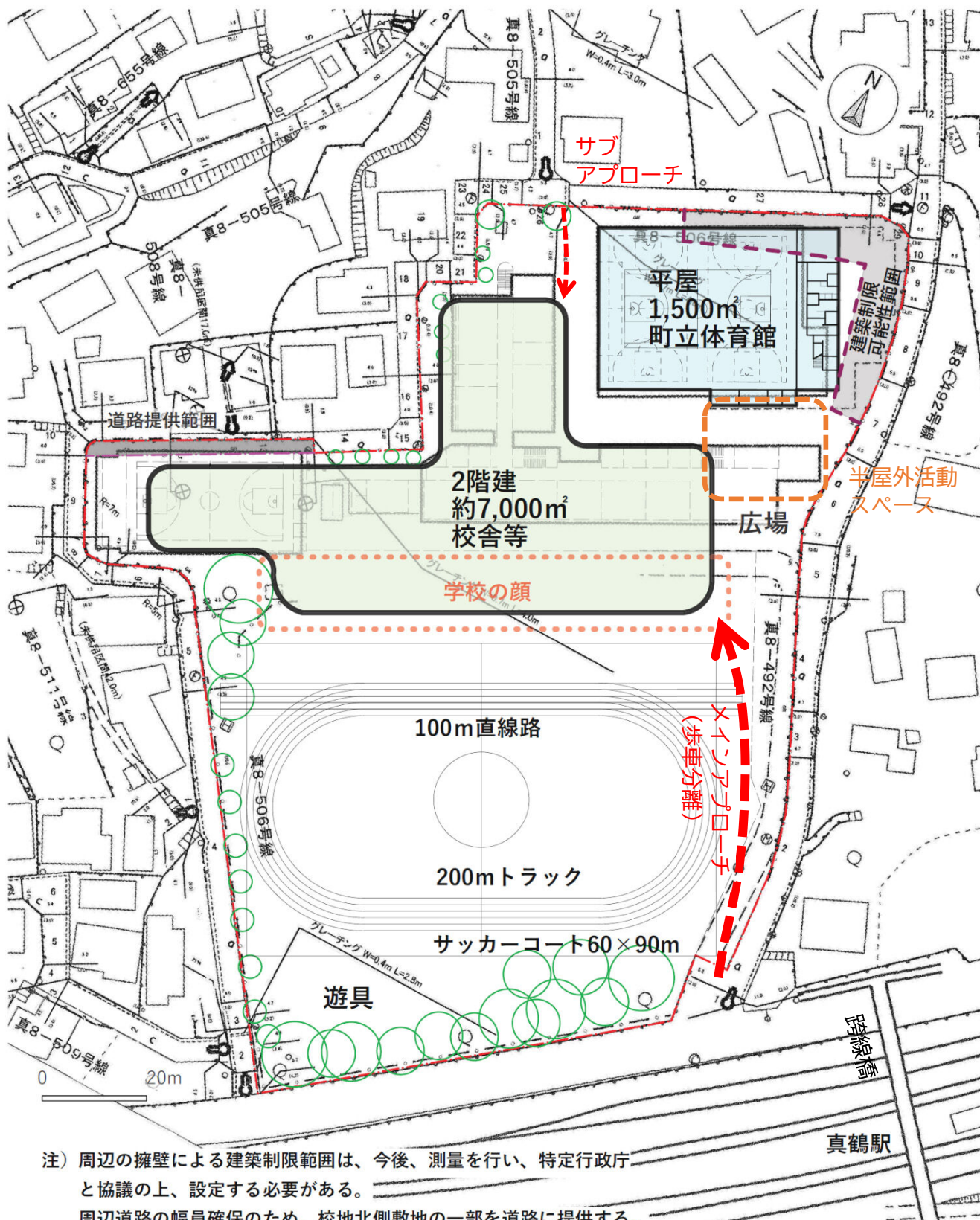
それぞれの利点と課題を整理します。

A案 新校舎を北側に配置する案

- ・校庭は現在と同様の位置となり、南に開かれたまとまりの良い校庭が確保できます。
- ・北側の住宅地に新校舎が面することから、日照や通風、音対策を考慮する必要があります。
- ・児童・生徒のアプローチは現在と同様に南東角地に確保し、傾斜があり歩道のない東側道路と歩車分離を図ることが考えられます。
- ・町民のアプローチも、児童・生徒のアプローチと重ねることが考えられます。

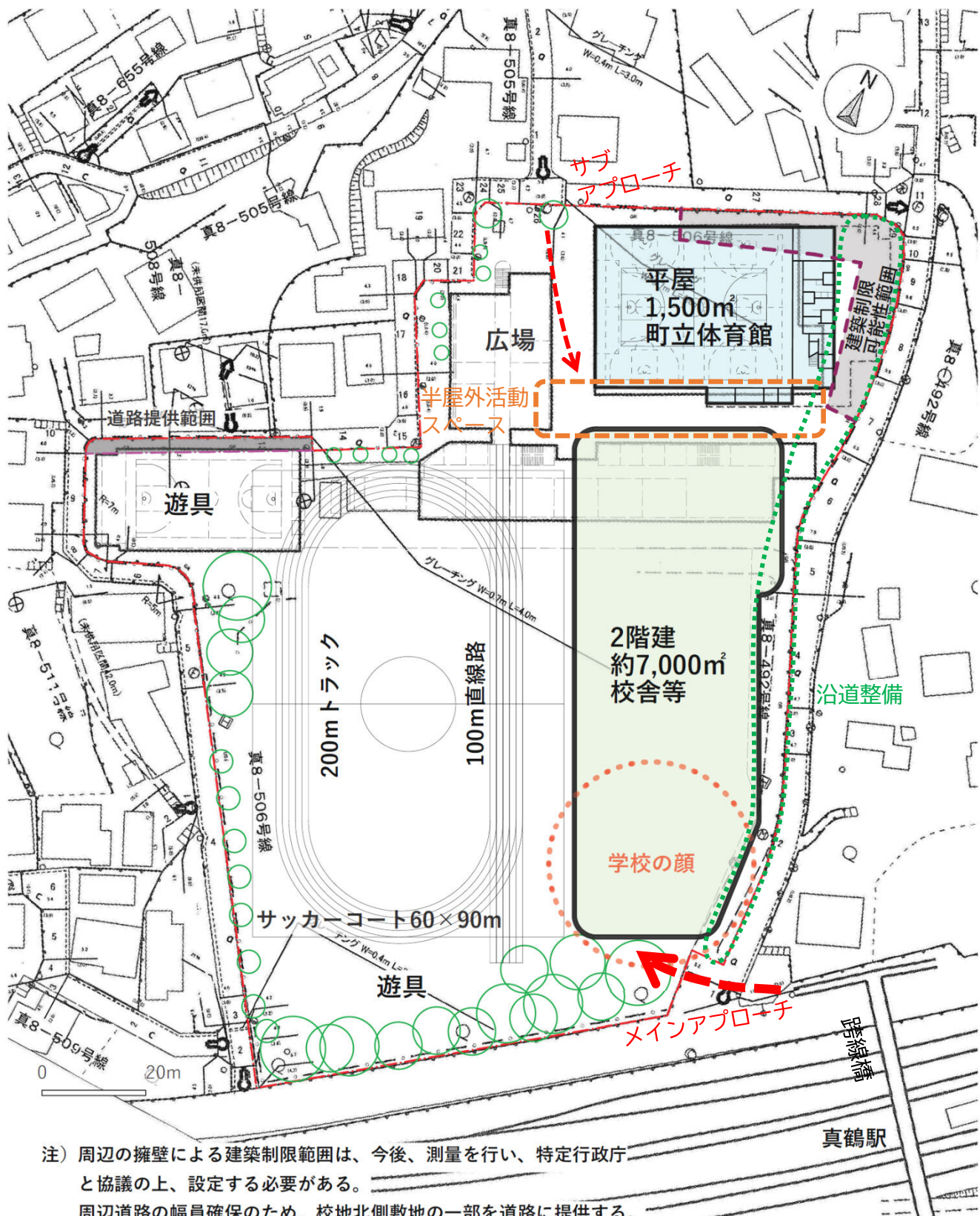
B案 新校舎を東側に配置する案

- ・校庭は校舎の西側に位置することになります。町立体育館を校庭に面することができます。
- ・北側の住宅地は校庭が面することになるため日照や通風は現在より良くなりますが、砂塵対策を考慮する必要があります。
- ・既存校舎が校庭より１ｍ程度高い場所にあるため、既存校舎の場所を校庭にする場合は切土工事を行う必要があります。
- ・児童・生徒のアプローチは現在と同様に南東角地に確保するか、校舎の東側に沿ってアプローチを兼ねた歩道を確保することが考えられますが、後者の場合は東側道路の環境改善を同時に図ることが考えられます。
- ・南東角に校舎を配置できるため、通学路から直ぐに校舎に入ることができます。
- ・東側道路を挟んで向かい側隣地の一部に土砂災害警戒区域があるため、防災対策を考慮する必要があります。



配置計画 A案

※本図は校舎の配置可能性を示すものであり、校舎の形を示唆するものではありません。



配置計画 B案

※本図は校舎の配置可能性を示すものであり、校舎の形を示唆するものではありません。

6 今後の検討課題

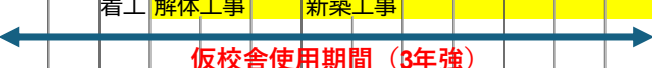
(1) 建設スケジュール

新校舎は2030（令和12）年4月開校をめざしています。来年度に基本設計に着手し具体的な検討に入ります。また、現中学校の既存校舎の解体工事のために再来年度には中学校が小学校の現校舎に移転し、解体工事を含む新校舎整備期間中となる3年強の期間を小学生と中学生が同じ校舎で学ぶことになります。

この期間を在校することになる中学生にとっては、小学校の現校舎が我が中学校となるため、仮校舎の改修計画においても充実した小中学校生活を過ごせるように環境整備を図る必要があります。

表.建設スケジュール案

R12年度開校の場合

	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
計画	基本計画						
設計		設計者選定3ヶ月 基本設計9ヶ月	実施設計 12ヶ月（実質9ヶ月※）				
工事等			仮校舎改修工事 3か月程度 引越（夏休み）	着工 解体工事	新築工事		竣工・引越 開校
							

※実施設計の後半3ヶ月程度は工事費の積算に費やす必要があるため、9ヶ月程度で実施設計図書をまとめることになります。

(2) 設計者選定

来年度早々に設計者選定に移行しますが、本基本構想・基本計画書を具現化できる設計者を選ぶ必要があります。そのためには、真鶴町民と共に、真鶴らしさあふれる校舎を実現できる設計者を幾多の候補者から選ぶことが求められます。

町民の願いと真鶴のまちづくりが培ってきた「美の基準」を受け止め、提案に昇華できる発想力や創作力、そして、それらをイニシャルコスト・ランニングコスト等の条件や課題を踏まえて実現できる確かな技術力をもつ設計チームを選定する必要があります。そのための手法として、設計プロポーザル方式を採用します。

(3) 敷地条件に関する設計課題

計画条件に示されているように、計画敷地は建築物の最高高さが10mに制限されています。学校施設の場合、この条件のもとでは一般的に2階建て程度となりますが、限られた敷地の中で屋外環境（校庭・広場・遊び場など）を最大限確保するためには、一部3階建てとして建物をコンパクトにまとめることが考えられます。

そのためには、高さ規制について関係各所と綿密に協議を行った上で緩和の許可を得る必要があるため、基本設計の早い段階で協議を進め、その可能性を見極める必要があります。

(4) 新しい学校の管理運営のあり方と施設の活用方法

新しい学校は義務教育学校となります。新たな学校種別を生かして小中一貫教育に取り組むために、建設事業と同時並行で教育目標や教育方法を含むカリキュラムデザインを検討することになります。

その際に教育と施設のそれぞれが別々に検討作業を進めるのではなく、互いの検討状況を常に共有し、柔軟な発想を出し合いながら進めることが求められます。教育と施設の相乗効果を図ることができる検討プロセスを辿ることは、開校後に施設環境を生かした小中一貫の教育活動に取り組める素地を作ることになります。

また、新しい学校は「コミュニティ・スクール」となることが求められています。学校運営協議会を設置し、地域と学校との連携に基づく学校経営を実現すると共に、学校を地域活動の場とし、地域コミュニティを育む拠点とします。そして、地域コミュニティの協力で子どもたちの学びや生活を支える場とすることが目標となります。本計画では学校図書館を中心として地域と学校の共創の場、コモンズ（共有資源）を構築することをめざしています。こうした共創の場を実現するためには、従来通りの学校主体の管理運営に委ねるのではなく、地域と行政との協力に基づく運営体制に切り替えることが求められます。

本基本構想・基本計画報告書には真鶴町学校建設準備委員会の委員や町民、学校関係者の要望を受けて、コミュニティ・スクールゾーンを中心として従来の学校にはない施設が多く含まれています。それらの施設の活用方法について、町民との協働に基づき継続的に検討を重ね、必要となる設えを設計に反映すると共に、それらの施設は新しい真鶴の学校において欠かせない場所になるでしょう。そのためのそれらの施設の活用方法について、運営のあり方を明確に定めることで、施設の完成後に様々な場面で生かすことが可能となります。

今後の建設スケジュールに基づく検討プロセスを通して、町民と教育行政の協働による検討組織である真鶴町学校建設準備委員会を発展的に継続し、設計者も交えて新しい学校の管理運営のあり方と施設の利活用を同時に協議し、学校にとっても町民にとってもかけがえのない学校を実現することが求められます。

これまでの取り組み等

取り組み一覧【2019（令和元）年度～2024（令和6）年度】	51
真鶴町小・中学校一貫教育校建設による財産の取得に対する 申出書	56
真鶴町小・中学校一貫教育校建設による財産の取得に対する 同意書	57
跡地利用に関する付帯意見書	58
小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用に 対する提言書	59
各種取り組みの二次元コード及び今後の主なスケジュール	61
真鶴町学校建設準備委員会設置規則	62
真鶴町学校建設準備委員会委員名簿	63

取り組み一覧 【2019（令和元）年度～2024（令和6）年度】

年度	月	日	会議名等	主な内容
2019 （令和元）	10	8	第1回真鶴町学校教育あり方検討会	・真鶴町の教育施策について ・小中学校の学習指導要領等について
	12	17	第2回真鶴町学校教育あり方検討会	・教育課程特例校等の国の施策について ・小規模校化を踏まえた取り組みについて
	2	18	第3回真鶴町学校教育あり方検討会	・学校の多忙化と働き方改革について ・これからの真鶴町の子ども像について
2020 （令和2）	7	27	第4回真鶴町学校教育あり方検討会	・これまでの経緯について ・子どもに求められる資質・能力について
		28	第4回真鶴町学校教育あり方検討会	・これまでの経緯について ・子どもに求められる資質・能力について
	10	6	第5回真鶴町学校教育あり方検討会	・子どもに求められる資質・能力について ・これからめざすべき学校教育の姿について
		7	第5回真鶴町学校教育あり方検討会	・子どもに求められる資質・能力について ・これからめざすべき学校教育の姿について
2021 （令和3）	9	22	第6回真鶴町学校教育あり方検討会	・重点を置き充実させる教育内容について ・町の教育施設の現状について
2022 （令和4）	6	17	第7回真鶴町学校教育あり方検討会	・真鶴町がめざすべき教育について ・将来を見据えた教育施設のあり方について
	7	20	第8回真鶴町学校教育あり方検討会	・教育施策への提言内容の最終確認 ・報告書（案）の最終確認
		25	教育委員会定例会	・「真鶴町学校教育あり方検討会」報告書について
		29	議会報告（総務経済常任委員会協議会）	・「真鶴町学校教育あり方検討会」報告書について
	9	14	真鶴町小中学校PTA実行委員会	・「真鶴町学校教育あり方検討会」報告書について
	10	24	第1回新たな学校づくり市内検討委員会	・委員長の決定、委員会の進め方について ・過疎債発行の仕組み、国の補助率について
	11	14	第2回新たな学校づくり市内検討委員会	・財源確保の見通しについて ・現建物のおおよその解体費用について
	12	21	第3回新たな学校づくり市内検討委員会	・相模原市立青和学園へ視察
		22	第4回新たな学校づくり市内検討委員会	・相模原市立青和学園への視察報告について
	1	18	第5回新たな学校づくり市内検討委員会	・現小中学校の敷地面積について ・真鶴町の土地計画等について
	2	14	第6回新たな学校づくり市内検討委員会	・学齢人口の推移、プール水道料金について ・高さ制限（美の基準）について
		16	第7回新たな学校づくり市内検討委員会	・沼津市立静浦小中一貫学校へ視察
	3	14	第8回新たな学校づくり市内検討委員会	・静浦小中一貫学校への視察報告について ・コミュニティ施設など複合施設化について
2023 （令和5）	4	11	視察（事務局）	・沼津市教育委員会教育企画課へ視察
		24	幼小中合同教育研究会 推進委員会①	・今年度の研究について ・全体会①に向けて
	5	1	幼小中合同教育研究会 全体会①	・研究会趣旨・年間計画等の確認
			幼小中合同教育研究会 研究部会①	・年間活動計画等の作成
		16	幼小中合同教育研究会 推進委員会②	・進捗状況の確認 ・研究部会②に向けて
		24	議会報告（議会全員協議会）	・真鶴町学校建設準備委員会組織について ・教育を語り合う会の開催について
	6	28	第1回真鶴町学校建設準備委員会	・これまでの経緯説明 ・新しい学校にける夢や思いについて
	7	22	第1回教育を語り合う会	・ワークショップ「あなたにとっての学校は」 ・ // 「どんな学校を未来の子どもたちに」
		28	一貫教育推進研修会	・講演「子どもの育ちと学びをつなぐ幼小中一貫教育」早稲田大学教授 小林宏己氏
	8		幼小中合同教育研究会 研究部会②	・一貫教育校実現に向けた課題の整理
		17	第1回幼稚園・保育所の将来を考える会 （学校建設準備委員会専門部会）	・幼稚園と保育所を取り巻く課題について ・一貫教育校との関係について
		22	児童生徒指導研修会	・「インクルーシブ教育について」神奈川県教育委員会インクルーシブ教育推進課 指導主事

	9	22	第2回真鶴町学校建設準備委員会	・一貫教育校の形態（分離・一体）について ・保護者アンケート part 1 について
	11	6	保護者・教職員向けアンケート① （17日まで）	・開校計画と一貫教育校の教育 ・一貫教育校に期待すること ・一貫教育校に不安に思うこと
		9	真鶴町自治会連合会定例会	・学校建設に係る経過報告について
		18	第2回教育を語り合う会	・ワークショップ「真鶴町の教育の強みは」 ・ // 「一貫教育校に望むこと・不安なこと」
		20	幼小中合同教育研究会 全体会②	・ひなづる幼稚園の公開授業参観・研究協議
		21	教職員との懇談会①（幼稚園）	・園・学校の自慢と大切にしたい文化等
		24	教職員との懇談会②（小学校）	・園・学校の自慢と大切にしたい文化等
		24	幼小中合同教育研究会 推進委員会③	・進捗状況の確認 ・研究部会②に向けて
		28	教職員との懇談会③（中学校）	・園・学校の自慢と大切にしたい文化等
	12	6	幼小中合同教育研究会 研究部会③	・12年間を見通したカリキュラム編成・再編
		12	第3回真鶴町学校建設準備委員会	・一貫教育校と園との関係について ・一貫教育校の建設場所について
		18	議会報告（議会全員協議会）	・学校建設準備委員会の開催状況について ・教育を語り合う会の開催状況について
			児童・生徒の願いを聞く会①（中学校）	・新しい学校をどのような学校にしたいか
		20	児童・生徒の願いを聞く会②（小学校）	・新しい学校をどのような学校にしたいか
		1	30 幼小中合同教育研究会 研究部会④	・部会研究の年間まとめ
		3	真鶴町子育て学級（講座）	・学校建設に係る要望の聞き取り
	2	6	視察（事務局）	・伊豆市立土肥小中一貫校へ視察
		17	第3回教育を語り合う会	・ワークショップ「学校に『あったらいいな』こんなもの・こんな場所」
	3	11	幼小中合同教育研究会 推進委員会④	・年間反省 ・次年度の研究に向けて
		22	第4回真鶴町学校建設準備委員会	・小中一貫教育校の基本構想（案）について ・小中一貫教育校の建設場所について
2024 （令和6）	4	19	幼小中合同教育研究会 推進委員会①	・今年度の研究について ・全体会①に向けて
		22	議会報告（議会全員協議会）	・2024（令和6）年度真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託事業のスケジュール（案）について
		26	真鶴町小中学校PTA総会	・学校建設に係る経過報告について
	5	2	まなづる小学校「学校運営協議会」①	・委嘱状交付、令和6年度学校運営にについて ・講話「コミュニティ・スクールの可能性」文部科学省CSマイスター 竹原和泉氏
		9	幼小中合同教育研究会 全体会①	・研究会趣旨・年間計画等の確認
			幼小中合同教育研究会 研究部会①	・年間活動計画等の作成
		14	教頭会	・基本構想等おける協議事項（案）について
		20	第5回真鶴町学校建設準備委員会	・八王子市立いずみの森義務教育学校へ視察
		22	真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託事業に関する公募型プロポーザル方式選定委員会	・2024（令和6）年度真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託事業に関する業者選定について
		27	教育委員会定例会	・真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託事業に関する公募型プロポーザル方式選定委員会の結果報告について ・基本構想・基本計画における検討課題及び協議事項（案）について
		28	三町共同学校事務室会議	・小中一貫教育校の事務室等の在り方について意見交換
		29	議会報告（議会全員協議会）	・真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画策定支援業務委託事業に関する公募型プロポーザル方式選定委員会の結果報告について ・基本構想・基本計画における検討課題及び協議事項（案）について ・学校建設関連のスケジュール（案）について
	6	4	校長会	・基本構想等おける協議事項（案）について

		11	議会報告（議会全員協議会）	・公募型プロポーザル方式選定委員会結果報告に係る弁護士相談の内容報告について
		15	2024 年度第 1 回教育を語り合う会	・ワークショップ「みんなが使う空間、どんな工夫ができるかな」
		19	一貫教育推進研修会（真鶴中学校）	・講演『連携・一貫教育の視野と見通し』早稲田大学名誉教授：小林宏己氏
		20	教職員との懇談会④（中学校）	・教える側・教わる側・働く環境の視点からの意見交換
		21	教職員との懇談会⑤（小学校）	・教える側・教わる側・働く環境の視点からの意見交換
		25	教育委員会定例会	・基本構想・基本計画における検討課題及び協議事項（案）について
		27	児童・生徒の願いを聞く会③（小学校） 教職員との懇談会⑥（幼稚園）	・新たな学校建設に向けての夢の意見交換 ・教える側・教わる側・働く環境の視点からの意見交換
	7	5	校長会	・基本構想・基本計画に係る検討事項について
		9	児童・生徒の願いを聞く会④（中学校）	・新たな学校建設に向けての夢の意見交換
		16	第 6 回真鶴町学校建設準備委員会	・学校建設に係る建設候補地について
		22	議会報告（議会全員協議会）	・学校建設に係る建設候補地について
		25	一貫教育推進研修会	・講演「真鶴の未来を拓く学校づくり」東洋大学名誉教授 長澤悟氏
		31	教育委員会定例会	・学校建設に係る建設候補地について
	8	1	まなづる小学校「学校運営協議会」②	・熟議「学校と地域でつくる子どもの学び」ファシリテーター 文部科学省CSマイスター 竹原和泉氏
		2	財産取得に係る申出書	・財産取得に係る「申出書」が教育長から町長に手交される
		7	財産取得に係る申出に対する同意書	・財産取得に係る申出に対する同意書が町長から教育長に届く
		8	真鶴町自治会連合会定例会	・学校建設に係る経過報告について
		14	学校建設地に係る付帯意見書	・学校建設地に係る「付帯意見書」が真鶴町学校建設準備委員会委員長から教育長に提出される
		19	児童生徒指導研修会	・「今、なぜスクリーニングが必要とされるのか」スクールソーシャルワーカーアドバイザー 石井真由美氏
			幼小中合同教育研究会 臨時拡大部会	・学校施設・備品等の確認
		26	教育委員会定例会	・跡地利用付帯意見書について ・跡地利用提言書（案）について
			小学校地の跡地利用に対する提言書	・「小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用に対する提言書」が完成する
		29	校長会	・学校併設に係る備品台帳整理について ・R8.9 までの検討課題及び R8.9 から R12.3 までに検討すべき事項の洗い出しについて
	9	4	小学校地の跡地利用に対する提言書	・「小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用に対する提言書」が真鶴町学校建設準備委員会委員長から町長に手交される
		12	幼小中合同教育研究会 研究部会②	・学校施設・備品等の確認 ・カリキュラムの編成・再編
		13	議会報告（議会全員協議会）	・「小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用に対する提言書」手交について
		17	第 7 回真鶴町学校建設準備委員会	・学校の形態について（グループワーク） ・給食・プール・体育館施設等について
		30	教育委員会定例会	・学校建設準備委員会からの答申（学校の形態、プール施設、体育館施設、給食施設）について協議及び決定
	10	8	校長会	・教育委員会 9 月定例会議決事項報告 ・小中学校近隣駐車場の状況について
		10	真鶴町自治会連合会定例会	・学校建設に係る経過報告について ・教育を語り合う会について

		15	保護者・教職員向けアンケート② (25 日まで)	・開校計画と一貫教育校の教育 ・小中一貫教育校で充実させるべき教育 ・小中一貫教育校で充実させるべき環境等
		21	教育委員会定例会	・基本構想・基本計画素案について ・真鶴中学校テニスコートについて
		26	2024 年度第 2 回教育を語り合う会	・ワークショップ「新しい学校には、こんな人たちにいてほしいな」
		28	教頭会	・基本構想・基本計画素案について
	11	5	わいわい話そう P T A	・学校建設に係る経過報告について ・校舎移転、学校組織、給食等について質疑
		12	校長会	・学年段階の区切りについて
		18	第 8 回真鶴町学校建設準備委員会	・教育委員会 9 月定例会の答申結果について ・計画条件案について ・学年段階の区切りについて ・施設構成案の考え方について（グループワーク）
		23	研究発表会参加（事務局）	・大洗町立南小学校・中学校研究発表会に参加
		28	教頭会	・学年段階の区切りについて
	12	2	児童・生徒の願いを聞く会⑤（小学校）	・新たな学校について児童からの質疑 ・小中が一緒になってやってみたいこと
			教職員との懇談会⑦（中学校）	・新たな学校について事務局から説明（新しい学校でめざす教育、義務教育学校が設けられた背景、学年段階の区切り） ・新たな学校について教職員からの質疑
		3	視察（事務局）	・沼津市立静浦小中一貫学校（学校図書館）へ視察
			まなづる小学校「学校運営協議会」③	・熟議「地域とともに協働できる子どもの学び」 ・スクールバスの運用について ・学校評価について
		11	児童・生徒の願いを聞く会⑥（中学校）	・新たな学校について生徒からの質疑 ・小中が一緒になってやってみたいこと
		12	教職員との懇談会⑧（小学校）	・新たな学校について事務局から説明（新しい学校でめざす教育、義務教育学校が設けられた背景、学年段階の区切り） ・新たな学校について教職員からの質疑
		17	第 9 回真鶴町学校建設準備委員会	・学年段階の区切りについて ・基本構想・基本計画（素案）について
		19	教職員との懇談会⑨（幼稚園）	・新たな学校について教職員からの質疑 ・幼（保）小の連携について
		23	教育委員会定例会	・学校建設準備委員会からの答申（学年段階の区切り）について協議及び承諾 ・基本構想・基本計画（素案）について
	1	9	真鶴町自治会連合会定例会	・教育を語り合う会 ・パブリック・コメントについて ・住民説明会について
		10	第 10 回真鶴町学校建設準備委員会	・基本構想・基本計画（素案）について ・パブリック・コメントについて ・今後のスケジュールについて
		17	パブリック・コメント	・2 月 12 日まで実施
		20～	議会説明【書面】	・基本構想・基本計画（案）について ・パブリック・コメントについて
		27	教育委員会定例会	・パブリック・コメントについて
		30	幼小中合同教育研究会 研究部会③	・学校施設・備品等の確認 ・カリキュラムの編成・再編
		31	視察（教育委員・事務局）	・市川市立塩浜学園へ視察
	2	13	幼小中合同教育研究会 研究部会④	・部会研究の年間まとめ
		13	真鶴町自治会連合会定例会	・パブリックコメントの結果について
		15	2024 年度第 3 回教育を語り合う会	・ワークショップ「小中一体型の学校になったら、こんなことができるといいな」
		25	教育委員会定例会	・パブリック・コメントの結果について ・基本構想・基本計画（案）について ・今後の事業方針について

3	5	まなづる小学校「学校運営協議会」④	・熟議「学校と地域でつくる学びのある学校運営について」 ・スクールバスについて
	7	議会報告及び協議（総務経済常任委員会）	・パブリックコメントの結果について ・学校建設について
	8	真鶴町自治会連合会城北自治会役員会	・学校建設に係る意見交換会
	17	第 11 回真鶴町学校建設準備委員会	・基本構想・基本計画について（最終確認） ・次年度の取り組みについて確認
	18	幼小中合同教育研究会 推進委員会②	・年間反省 ・次年度の研究に向けて
	19	学校開放関係団体等説明会	・今後の学校開放施設の利用について
	27	教育委員会定例会	・基本構想・基本計画について ・基本設計に係る事業の進め方について

*「幼小中合同教育研究会」については、2023（令和5）年度・2024（令和6）年度のみを記載





出 書

2024 (令和6) 年8月2日

真鶴町長 小林 伸 様

真鶴町教育委員会
教育長 額 頌 仁 志

真鶴町小・中学校一貫教育校建設による財産の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により次のとおり申出を行います。

- 1 当該申出
2007 (平成19) 年度から、まなづる小学校、真鶴中学校の両校は、小中連携教育の町研究指定を受け、9年間を見据えた教育の研究に取り組み始めました。単に「連携・接続」を図るのではなく、「9年間という長いスパンを意識した教育への改革」という意識をもち、交流授業 (中学校教師による小学校での授業) やウィンドタースクール (小学6年生の中学校授業・部活動体験) の実施、小中を通じたカリキュラムの検討、児童会と生徒会の交流活動などが行われました。2011 (平成23) 年度からは、ひなづる幼稚園が研究に加わり、町指定による「龍かな育ちを支える幼 (保) 小中連携教育」実践研究事業に取り組んでいきます。2013 (平成25) 年度には、ひなづる幼稚園に3歳児クラスが設置され、同年4月に真鶴町子ども宣言などにより3歳児から15歳の中学生までの12年間を見据えた研究へと移行するとともに、小中が合同して「全国学力学習状況調査結果検証委員会」を立ち上げました。
これらの実践等を踏まえ、「幼 (保) 小中連携教育」について、「龍かな学力の育成」「豊かな心の育成」「地域を学び、地域と連携した教育活動の充実」を柱に研究を深め、子どもたち同士との豊かな関わりや、学習場面における子どもたち主体の学び合う姿の実現が、成果として現れました。また、すべての子どもたちが、この真鶴の地で自己を肯定し、他者を認め、共に学び合うことの素晴らしさを実感できることをめざし、2018 (平成30) 年度から2024 (令和6) 年度までの間、新型コロナウイルス感染症対応の時期を挟む形で、「幼 (保) 小中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」の実践研究に取り組み、一定の成果を上げてきました。
しかし、小学校と中学校の場所が離れているため、教職員や子どもたちの移動に時間がかかり、実際には回数も限られ、中学校の教職員が小学校高学年を教える教科担任制などの実施は難しい状況であります。それは同時に、小中学校の教職員が互いの学校の仕組みや文化を理解することへの限界にもつなが

っています。そして、子どもの数の減少、地域の実情、学校教育への新たな期待、めざす子どもの姿と重視すべき教育活動について、真鶴町学校教育あり方検討会や学校建設準備委員会において検討を重ねた結果、「施設一体型の小中一貫教育校を目指すことが望ましい」との結論に至りました。その後、学校建設準備委員会、建設候補地について議論を重ね、その結果を教育委員会へ報告しました。教育委員会において慎重審議をした結果、学校建設準備委員会の決定のとおり「真鶴中学校地に新しい校舎を建設することが妥当である。」と承認されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により申出を行うものです。
なお、「まなづる小学校の跡地利用について」は、学校建設準備委員会においても、付帯意見が多く出されていることから、教育委員会として別途付帯意見を提出させていただくことを申し添えます。

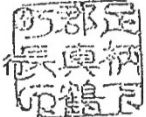
- 2 財産の取得
新校舎の建設候補地：真鶴町真鶴 1855 番地 真鶴町立真鶴中学校地
取得予定年月日：2030 (令和12) 年4月1日
- 3 財産の処分 (参考)
財産の処分候補地：真鶴町真鶴 543 番地 真鶴町立まなづる小学校地
処分予定年月日：2030 (令和12) 年3月31日

写

2024（令和6）年8月7日

真鶴町教育委員会
教育長 額 額 仁 志 様

真鶴町長 小 林 伸



真鶴町小・中学校一貫教育校建設による財産の取得の申出について

2024（令和6）年8月2日付けをもって貴職より申出のありました標記の件につきまして、
次のとおり同意いたします。

1. 財産の取得

新校舎の建設候補地：真鶴町真鶴 1855 番地 真鶴町立真鶴中学校地
取得予定年月日：2030（令和12）年4月1日

2. 財産の処分（参考）

財産の処分候補地：真鶴町真鶴 543 番地 真鶴町立まなづる小学校地
処分予定年月日：2030（令和12）年3月31日

（事務担当は、財務課）

2024（令和6）年8月14日

真鶴町教育委員会
教育長 額 額 仁 志 様

真鶴町学校建設準備委員会
委員長 瀧 本 朝 光

付 帯 意 見 書

真鶴町学校建設準備委員会では、現在検討を進めている施設一体型小中一貫教育学校の建設候補地を、現在の真鶴中学校地に建設することが望ましいと結論付け、教育委員会7月定例会に答申し、承認されました。建設候補地を選定するにあたり、各委員からは新校舎建設後の校舎を含む小学校地の跡地利用に対して様々な意見が出され、真鶴町学校建設準備委員会として、跡地利用に関する付帯意見を次のように提言いたします。

まなづる小学校は、真鶴町まちづくり条例及び真鶴町景観計画によると普通住宅地区（甲）に位置付けられており、その理念は「本地区は、真鶴地区と岩地区に形成されてきた漁村集落とその周辺や、斜面地と山に挟まれた住宅地であり、真鶴町の歴史的な『寂かしい町並み』や『静かな背戸』等、『美の基準』が豊かに息づき残る地区である。家々が建ち並ぶことにより形成されてきたものであり、生活の道として形づくられた背戸道は、道端や民家の庭先に咲く草花で彩られている。両手を広げたぐらいの幅は、人の行き来に挨拶を生み、車を拒み安心を与える『人の道』である。港を囲むようにすり鉢状の斜面地に建つ家々は、ひな壇上に佇むその姿自体が美しい。（後略）」とされています。

学校建設準備委員会が真鶴中学校地を建設候補地として選定していく中で、まなづる小学校の跡地利用に対して多くの委員から意見が出されました。「小さな子どもたちが遊んだり、過ごしたりできる。また、町民が集える。そういった公園や広場を。」「小学校の跡地の方がいろいろな利用価値が高い。」「新たな文化交流施設になって、そこに中高生や町民の方々も学びに来られるといい。」「小学校地はとても素晴らしい景観を持っている。学校施設というよりは、町内外から集う人たちの憩いの場として使った方が絶対にいいと思う。」「この真鶴のアイデンティティ、皆の象徴はやはり小学校の跡地なのではないか。美しい空間・建築をつくるだけでなく、常に子どもと大人の声が届く。交流ができる施設と幼稚園等をつくり、多世代が行き交う営みが日常的にあることが大事だと思う。そして、そこで育った子どもたちが担い手となり、みんなの思いが詰まった場、これからもみんなで作っていく場として生かしてほしい。」などの意見が出されました。

まなづる小学校地は、真鶴町にとって、同心円的に公共施設や自然環境を有効的に活用することが可能な場所であり、その地に宿る町民の想いでもある「美の基準」の理念を、次の世代に承継していく責務があります。真鶴町学校建設準備委員会として、小学校跡地の活用については、町民同士あるいは、町内外から集う人々との交流が可能な施設を望みます。現在指定避難所になっていることを考慮すると、防災機能を併設する必要もあります。ひなづる幼稚園を移転する等と併せ、人と人との交流が活性化しやすいシンボリックな計画や、「美の基準」がこれからも豊かに息づき残る場所として存続できますよう、提言いたします。

真鶴町長 小林伸行様

真鶴町教育委員会及び真鶴町学校建設準備委員会は、別紙のとおり町政に対する提言を取りまとめましたので、提出いたします。

2024 (令和6) 年8月26日

真鶴町教育委員会

[illegible]

真鶴町学校建設準備委員会

光己二志香里泉奈
朝宏伸仁明麻和稚一隆子美—子美
本林塚顯井田原口英倉川藤澤木川
瀧小大額藤玉竹山露朝古伊倉露市
長員員員員員員員員員員員員員員員
委員副委委委委委委委委委委委委委委委

小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の
跡地利用に対する提言書

真鶴町教育委員会

真鶴町学校建設準備委員会

目次
(省略)

1. はじめに

真鶴町学校建設準備委員会は、2019（令和元）年10月から2022（令和4）年7月まで計8回の協議により、真鶴町長に提出された「真鶴町学校教育あり方検討会」報告書をもとに、真鶴町立小中学校の施設の整備等の具体的な検討を進めるため、2023（令和5）年6月28日の初会合以来、延べ6回にわたり協議を重ねてきました。その協議結果から、現在検討を進めている施設一体型小中一貫教育校の建設候補地を、現在の真鶴中学校地に建設することが望ましいと結論付け、教育委員会7月定例会を経て、2024（令和6）年8月2日付けで真鶴町長に申出をしたところです。建設候補地を選定するにあたり、学校建設準備委員会からは新校舎建設後の校舎を含むまなづる小学校地の跡地利用に対して様々な意見が出されたので、真鶴町教育委員会及び真鶴町学校建設準備委員会として、跡地利用に対し次のように提言いたします。

【検討経過】

「真鶴町学校教育あり方検討会」（検討内容は省略）

- 第1回 2019（令和元）年10月8日
- 第2回 2019（令和元）年12月17日
- 第3回 2020（令和2）年2月18日
- 第4回 2020（令和2）年7月27・28日
- 第5回 2020（令和2）年10月6・7日
- 第6回 2021（令和3）年9月22日
- 第7回 2022（令和4）年6月17日
- 第8回 2022（令和4）年7月20日

「新たな学校づくり庁内検討委員会」（検討内容は省略）

- 第1回 2022（令和4）年10月24日
- 第2回 2022（令和4）年11月14日
- 第3回 2022（令和4）年12月21日
- 第4回 2023（令和5年）1月18日
- 第5回 2024（令和5）年2月14日
- 第6回 2024（令和5）年2月16日
- 第7回 2024（令和5）年3月14日

「真鶴町学校建設準備委員会」（検討内容は省略）

- 第1回 2023（令和5）年6月28日
- 第2回 2023（令和5）年9月22日
- 第3回 2023（令和5）年12月12日
- 第4回 2024（令和6）年3月22日
- 第5回 2024（令和6）年5月20日
- 第6回 2024（令和6）年7月16日

2. 提言について

まなづる小学校は、真鶴町まちづくり条例及び真鶴町景観計画によると普通住宅地区（甲）に位置付けられており、その理念は「本地区は、真鶴地区と岩地区に形成されてきた漁村集落とその周辺や、斜面地と山に挟まれた住宅地であり、真鶴町の歴史的な『懐かしい町並み』や『静かな背戸』等、『美の基準』が豊かに息づき残る地区である。家々が建ち並ぶことにより形成されてきたものであり、生活の道として形づくられた背戸道は、道端や民家の庭先に咲く草花で彩られている。両手を広げたぐらいの幅は、人の行き来に挨拶を生み、車を拒み安心を与え『人の道』である。港を囲むようにすり鉢状の斜面地に建つ家々は、ひな壇上に佇むその姿自体が美しい。（後略）」とされています。

教育委員会や学校建設準備委員会が真鶴中学校地を建設候補地として選定していく中で、まなづる小学校の跡地利用に対して多くの委員から意見が出されました。「小さな子どもたちが遊んだり、通ったりできる。また、町民が集える。そういった公園や広場を。」「小学校の跡地の方がいろいろな利用価値が高い。」「新たな文化交流施設になって、そこに中学生や町民も学びに来られるといい。」「小学校地はとてもしゃ朗らしい景観を持っている。学校施設というよりは、町内外から集う人たちの憩いの場として使った方が絶対いいと思っている。」「この真鶴のアイデンティティ、皆の象徴はやはり小学校の跡地なのではないか。美しい空間・建築をつくるだけでなく、常に子どもと大人の声が聞こえ、交流ができる施設と幼稚園等をつくり、多世代が行き交う営みが日常的にあることが大事だと思う。そして、そこで育った子どもたちが担い手となり、みんなの思いが詰まった場、これからもみんなで作っていく場として生かしてほしい。」などの意見が出されました。まなづる小学校地は、真鶴町にとって、同心円的に公共施設や自然環境を有効的に活用することが可能な場所であり、その地に宿る町民の思いでもある「美の基準」の理念は、次の世代に承継していく責務があります。真鶴町教育委員会、真鶴町学校建設準備委員会として、小学校跡地の活用については、町民同士あるいは、町内外から集う人々との交流が可能な施設を望みます。現在指定避難所になっていることを考慮すると、防災機能を併設する必要もあります。ひなづる幼稚園を移転する等と併せ、人と人との交流が活性化するようなシンボル的な計画や、「美の基準」がこれからも豊かに息づき残る場所として存続できますよう、提言いたします。



★各種取り組みの詳細は次の二次元コードから

○学校教育あり方検討会報告書 ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡



○学校建設準備委員会議事録・資料（抜粋） ➡ ➡ ➡



○教育を語り合う会記録（概要） ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡



○「幼保小中保護者・教職員向けアンケート
part 1・2」集計結果等 ➡ ➡ ➡



○学校建設に係る「広報真鶴」のページ ➡ ➡ ➡ ➡



★今後の主なスケジュール(予定)

- 2025(令和 7)年度 基本・調査設計
- 2026(令和 8)年度 実施設計
- 2026(令和 8)年8月 真鶴中学校の移転(まなづる小学校へ)
- 2027(令和 9)年度 新校舎建設工事開始
- 2029(令和11)年度 新校舎竣工<内覧会>
まなづる小学校・真鶴中学校の移転(新校舎へ)
まなづる小学校・真鶴中学校の閉校<式典>
- 2030(令和12)年4月 真鶴小中一貫教育校(仮称)開校<式典>

真鶴町学校建設準備委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、真鶴町立小中学校等の施設の整備等の具体的な検討を進めるため、真鶴町附属機関の設置に関する条例(平成12年真鶴町条例第4号)第3条の規定に基づき、学校建設準備委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行う。

- (1) 学校施設の建設及び多機能化等に関すること
- (2) 学校教育の組織に関すること
- (3) その他委員会の目的達成に必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 一般公募による町民
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 町内の各種団体関係者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員会の過半数の合意を得て、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の公開等)

第9条 委員会は、会議を公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、委員会を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

真鶴町学校建設準備委員会委員

No.	氏 名	区 分	備 考
1	瀧本 朝光	6号委員:教育委員	委員長 教育長職務代理者
2	長澤 悟	4号委員:学識経験者	副委員長 東洋大学名誉教授 (第4回まで)
	小林 宏己	4号委員:学識経験者	副委員長 早稲田大学名誉教授 (第5回から)
3	上甲 新太郎	1号委員:副町長代理	参事兼財務課長兼上下水道課長 (第3回まで)
	大塚 伸二	1号委員:副町長	真鶴町副町長 (第5回から)
4	瀬瀬 仁志	2号委員:教育長	真鶴町教育長
5	藤井 明香	3号委員:一般公募	
6	玉田 麻里	3号委員:一般公募	
7	竹原 和泉	4号委員:学識経験者	文部科学省CSマイスター
8	山口 稚奈	5号委員:関係団体	ひなづる幼稚園PTA副会長
9	勝山 匡	5号委員:関係団体	真鶴町小中学校PTA会長 (第4回まで)
	露 英一	5号委員:関係団体	真鶴町小中学校PTA会長 (第5回から)
10	朝倉 隆	5号委員:関係団体	真鶴町自治会連合会会長 人権擁護委員会代表(第5回から)
11	古川 昌子	5号委員:関係団体	民生委員・児童委員協議会代表
12	伊藤 晴美	5号委員:関係団体	人権擁護委員会代表(第4回まで) まなづる小学校運営協議会代表(第5回から)
13	倉澤 良一	6号委員:校長会	ひなづる幼稚園長
14	露木 寛子	6号委員:校長会	まなづる小学校長
15	市川 麻美	6号委員:校長会	真鶴中学校長